

1 業務の目的

1.1 業務の目的

下水道事業等においては、資産の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等に伴う使用料金収入の減少により、経営環境は厳しさを増してきている。下水道は、住民の日常生活に欠くことのできないものであり、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が総務省より要請されている。本業務は、「投資資産」及び「財政試算」の将来予測方法、経営健全化による効率化や財源確保の具体的方策を整理し、その結果も踏まえて、経営戦略としてとりまとめることを目的とする。

1.2 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、事業の推進を主旨とする「かごしま生活排水処理構想 2019」及び大崎町の持続可能なまちづくりの指針となる最上位の計画である「第3次大崎町総合計画」を上位計画として位置付けることとする。

公共下水道事業は、令和6年度に事業計画を見直し、順次事業が進められていることから、経営戦略へは事業計画を反映することとした。

事業の推進

かごしま生活排水
処理構想2019

第3次大崎町
総合計画



上位計画との整合性



経営基盤の
強化

大崎町下水道事業経営戦略
・公共下水道事業
(経営の基本方針や取組みなどを設定)

事業マネジメント



具体的な事業との整合

全体計画
事業計画
ストックマネジメント計画
総合地震対策計画
耐水化計画 等

図 1.1 経営戦略の位置付け

1.3 公共下水道事業の概要

大崎町の公共下水道事業は、町の中心市街地や既存集落を対象に整備されてきており、全体計画 240ha、処理場 1 箇所の整備が進められている。

表 1.1 公共下水道事業の概要

項 目		単 位	全体計画	事業計画	摘 要		
下 水 道 計 画 目 標 年 次		(年度)	令和22年度 (2040年度)	令和13年度 (2031年度)			
下 水 排 除 方 式		(－)	分流式	分流式			
下水道計画面積		(ha)	240	240			
下水道計画人口		(人)	3,100	3,300	行政区域内人口 11,728人(R5 国勢調査ベース)		
家 庭 汚水量 原単位		1人1日平均 汚水量	(L/人・日)	315 (280)	315 (280)	生活污水量 245 + 営業汚水量 35 = 280 L/人・日	
		1人1日最大 汚水量	(L/人・日)	385 (350)	385 (350)	日平均:日最大 :時間最大 =0.8:1.0:1.5 ()内は地下水含まない	
		1人1日時間 最大汚水量	(L/人・日)	565 (530)	565 (530)	地下水量は日最大の10%として、35 L/人・日	
計 画 汚 水 量	家庭	日 平 均	(m³/日)	978	1,041	地下水量含む	
		日 最 大	(m³/日)	1,195	1,272	同上	
		時間最大	(m³/日)	1,752	1,865	同上	
	工場	日 平 均	(m³/日)	20	20		
		日 最 大	(m³/日)	20	20		
		時間最大	(m³/日)	40	40		
	計	日 平 均	(m³/日)	998	1,061		
		日 最 大	(m³/日)	1,215	1,292		
		時間最大	(m³/日)	1,792	1,905		
雨水排水 計 画		降雨強度 公 式	(－)	$\frac{6,300}{t+40}$	$\frac{6,300}{t+40}$		
		降雨強度	(mm/hr)	63	63		
		確 立 年	(年)	5 年	5 年		
大 崎 ク リ ー ン セ ン タ ー		処理方式	(－)	オキシデーション デイツ法	オキシデーション デイツ法		
		処理能力	(m³/日)	2,400	2,400		
		敷地面積	(ha)	1.87	1.87		
		流入 水質	BOD	(mg/L)	220	220	汚濁負荷量÷日平均(返流水は考慮しない)
			SS	(mg/L)	170	170	同上
		放流 水質	BOD	(mg/L)	15	15	同上
			SS	(mg/L)	25	25	同上

出典：大崎町公共下水道事業計画変更計画書（令和 6 年度）

2 公共下水道事業の現状

2.1 類似団体

本町の経営状況を把握するため、供用開始後年数や人口等、状況が良く似た類似の都市と比較することとする（以下、類似団体）。類似団体の分類は、総務省の類似団体区分を用いるものとした。本町の公共下水道事業は「Cd2」に分類される。

表 2.1 令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分（公共）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	備考
政令市等			政令市等	21	
10万以上	100人/ha以上		Aa	33	
	75人/ha以上		Ab	30	
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	46	
		30年未満	Ac2	2	
	50人/ha未満		Ad	59	
3万以上	100人/ha以上		Ba	8	
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	25	
		30年未満	Bb2	2	
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	63	
		30年未満	Bc2	12	
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	158	
		30年未満	Bd2	23	
3万未満	75人/ha以上		Ca	3	
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	25	
		15年以上	Cb2	22	
		15年未満	Cb3	4	
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	153	
		15年以上	Cc2	150	
		15年未満	Cc3	19	
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	122	
		15年以上	Cd2	186	大崎町
		15年未満	Cd3	11	

出典：総務省類似団体一覧R4(下水道事業)

経営状況の具体的な都市の比較には、各類型区分（R4）の中から、九州管内において、事業計画人口及び供用開始面積が同等規模都市を中心に選択した。また、本町に近い状況となるようにオキシデーションディッチ法を採用している都市を併用している都市を抽出した。比較対象都市は最終的に次の7都市（本町含む）とした。

表 2.2 比較対象団体（類似団体区分 Cd2）（その 1）

団体コード	都道府県・団体名称	業務名称	業種名称	事業名称	類似団体区分
12092	北海道 夕張市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
12220	北海道 三笠市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
13340	北海道 木古内町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
13455	北海道 森町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
13463	北海道 八雲町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
13706	北海道 今金町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
13714	北海道 せたな町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14010	北海道 共和町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14061	北海道 古平町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14320	北海道 新十津川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14575	北海道 上川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14681	北海道 下川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14699	北海道 美深町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14818	北海道 増毛町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
14842	北海道 羽幌町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
15636	北海道 雄武町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
15814	北海道 厚真町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
15857	北海道 安平町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
15865	北海道 むかわ町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
16411	北海道 大樹町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
16471	北海道 足寄町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
16624	北海道 厚岸町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
16659	北海道 弟子屈町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
16683	北海道 白糠町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
22080	青森県 むつ市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
22098	青森県 つがる市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
23019	青森県 平内町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
23213	青森県 鰺ヶ沢町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
23817	青森県 板柳町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
23841	青森県 鶴田町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
24023	青森県 七戸町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
24058	青森県 六戸町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
24082	青森県 東北町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
24112	青森県 六ヶ所村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
24422	青森県 五戸町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
32034	岩手県 大船渡市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
32085	岩手県 遠野市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
32107	岩手県 陸前高田市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
32131	岩手県 二戸市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
32140	岩手県 八幡平市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
33031	岩手県 岩手町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
33812	岩手県 金ヶ崎町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
34029	岩手県 平泉町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
34614	岩手県 大槌町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
34827	岩手県 山田町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
34835	岩手県 岩泉町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
35246	岩手県 一戸町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2

表 2.3 比較対象団体（類似団体区分 Cd2）（その 2）

団体コード	都道府県・団体名称	業務名称	業種名称	事業名称	類似団体区分
42129	宮城県 登米市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
42137	宮城県 栗原市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
45012	宮城県 涌谷町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
45811	宮城県 女川町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
52094	秋田県 鹿角市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
52132	秋田県 北秋田市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
53031	秋田県 小坂町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
53619	秋田県 五城目町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
54348	秋田県 美郷町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
63223	山形県 西川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
63240	山形県 大江町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
63614	山形県 金山町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
63622	山形県 最上町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
63649	山形県 真室川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
64017	山形県 小国町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
64289	山形県 庄内町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
64611	山形県 遊佐町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
69663	山形県 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（事業会計分）	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
72117	福島県 田村市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
73687	福島県 南会津町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
74471	福島県 会津美里町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
74616	福島県 西郷村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
74811	福島県 棚倉町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
78735	福島県 双葉地方広域市町村圏組合	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
82252	茨城県 常陸大宮市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
82295	茨城県 稲敷市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
82317	茨城県 桜川市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
82333	茨城県 行方市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
82368	茨城県 小美玉市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
83101	茨城県 城里町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
84425	茨城県 美浦村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
85219	茨城県 八千代町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
85464	茨城県 境町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
92151	栃木県 那須烏山市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
93432	栃木県 茂木町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
93441	栃木県 市貝町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
94111	栃木県 那珂川町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
103446	群馬県 榛東村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
103845	群馬県 甘楽町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
104213	群馬県 中之条町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
104299	群馬県 東吾妻町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
105210	群馬県 板倉町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
124231	千葉県 長生村	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
152234	新潟県 阿賀野市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
152242	新潟県 佐渡市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
153079	新潟県 聖籠町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
153851	新潟県 阿賀町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2

表 2.4 比較対象団体（類似団体区分 Cd2）（その 3）

団体コード	都道府県・団体名称	業務名称	業種名称	事業名称	類似団体区分
163431	富山県 朝日町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
169048	富山県 中新川広域行政事務組合	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
173843	石川県 志賀町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
174611	石川県 穴水町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
184420	福井県 美浜町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
184811	福井県 高浜町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
192074	山梨県 韮崎市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
193658	山梨県 身延町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
202100	長野県 駒ヶ根市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
202126	長野県 大町市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
202134	長野県 飯山市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203211	長野県 軽井沢町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203238	長野県 御代田町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203629	長野県 富士見町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203831	長野県 箕輪町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203840	長野県 飯島町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203858	長野県 南箕輪村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
203866	長野県 中川村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
204030	長野県 高森町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
204226	長野県 上松町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
204323	長野県 木曽町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
204811	長野県 池田町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
204854	長野県 白馬村	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
205214	長野県 坂城町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
205834	長野県 信濃町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
209066	長野県 南佐久環境衛生組合	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
209279	長野県 木曽広域連合	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
212075	岐阜県 美濃市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
212211	岐阜県 海津市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
213624	岐阜県 関ヶ原町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
215015	岐阜県 坂祝町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
215031	岐阜県 川辺町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
215058	岐阜県 八百津町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
215210	岐阜県 御嵩町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
222232	静岡県 御前崎市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
223042	静岡県 南伊豆町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
223441	静岡県 小山町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
242144	三重県 いなべ市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
252123	滋賀県 高島市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
252140	滋賀県 米原市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
253839	滋賀県 日野町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
254436	滋賀県 多賀町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
262129	京都府 京丹後市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
264652	京都府 与謝野町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
273228	大阪府 能勢町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
273830	大阪府 千早赤阪村	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
282138	兵庫県 西脇市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2

表 2.5 比較対象団体（類似団体区分 Cd2）（その 4）

団体コード	都道府県・団体名称	業務名称	業種名称	事業名称	類似団体区分
282227	兵庫県 養父市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
282251	兵庫県 朝来市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
282260	兵庫県 淡路市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
282278	兵庫県 宍粟市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
283657	兵庫県 多可町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
284432	兵庫県 福崎町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
285862	兵庫県 新温泉町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
294411	奈良県 吉野町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
294438	奈良県 下市町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
304018	和歌山県 白浜町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
313025	鳥取県 岩美町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
313718	鳥取県 琴浦町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
322091	島根県 雲南市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
323438	島根県 奥出雲町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
332101	岡山県 新見市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
332143	岡山県 真庭市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
334456	岡山県 里庄町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
334618	岡山県 矢掛町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
336068	岡山県 鏡野町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
342106	広島県 庄原市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
342149	広島県 安芸高田市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
342157	広島県 江田島市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
353434	山口県 田布施町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
353442	山口県 平生町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
383864	愛媛県 久万高原町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
402141	福岡県 豊前市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
412040	佐賀県 多久市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
412091	佐賀県 嬉野市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
413275	佐賀県 吉野ヶ里町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
414018	佐賀県 有田町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
422100	長崎県 壱岐市	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
422142	長崎県 南島原市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
423211	長崎県 東彼杵町	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
423238	長崎県 波佐見町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
442143	大分県 国東市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
452050	宮崎県 小林市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
453838	宮崎県 綾町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
454052	宮崎県 川南町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
454419	宮崎県 高千穂町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
462179	鹿児島県 曽於市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
462233	鹿児島県 南九州市	法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
464686	鹿児島県 大崎町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
465291	鹿児島県 喜界町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
465330	鹿児島県 和泊町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2
465348	鹿児島県 知名町	法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2

出典:総務省類似団体一覧R4(下水道事業)

表 2.6 比較対象団体（法非適用団体）

団体コード	都道府県・団体名称	業務名称	類似団体区分	種別	水処理方式	事業計画人口	供用開始面積(ha)
402141	福岡県 豊前市	法適用	Cd2	公共 単独	標準活性汚泥法、OD法	10,145	445
412040	佐賀県 多久市	法非適用	Cd2	公共 単独	嫌気好気ろ床法	6,600	230
412091	佐賀県 嬉野市	法適用	Cd2	公共 単独	OD法、高度処理OD法	7,700	300
413275	佐賀県 吉野ヶ里町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	14,900	593
414018	佐賀県 有田町	法適用	Cd2	公共 単独	回分式活性汚泥法	24,100	409
422100	長崎県 壱岐市	法非適用	Cd2	公共 単独	土壌被覆型礫間接触法	4,130	187
422142	長崎県 南島原市	法適用	Cd2	公共 単独	嫌気好気ろ床法	4,600	179
423211	長崎県 東彼杵町	法適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,500	158
423238	長崎県 波佐見町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	7,900	319
442143	大分県 国東市	法適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,793	237
452050	宮崎県 小林市	法適用	Cd2	公共 単独	標準活性汚泥法	10,000	369
453838	宮崎県 綾町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	4,100	182
454052	宮崎県 川南町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,230	182
454419	宮崎県 高千穂町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	4,200	227
462179	鹿児島県 曾於市	法適用	Cd2	公共 単独	嫌気好気ろ床法	4,220	200
462233	鹿児島県 南九州市	法適用	Cd2	公共 単独	土壌被覆型礫間接触法	4,000	240
464686	鹿児島県 大崎町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,200	184
465291	鹿児島県 喜界町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,580	169
465330	鹿児島県 和泊町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	3,060	187
465348	鹿児島県 知名町	法非適用	Cd2	公共 単独	オキシデーションディッチ法	2,940	116

出典：下水道統計R3

比較対象都市

※着色した都市を比較対象とした。

2.2 施設・整備状況

本町の公共下水道事業は、平成 8 年に町の中心部周辺から事業が開始され、平成 14 年度末に大崎クリーンセンターが供用開始し、全体計画区域 240ha の内、184ha 供用開始している。

2.2.1 普及状況

汚水処理人口普及率は、下水道を利用できる区域の人口の割合であり、普及状況を示すもので、以下の算式により計算される。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

汚水処理人口普及率は、令和 4 年度で 25.6% となり、類似 7 団体の平均値（以下、「類団平均」という。）の数値と比較して低い値である。主要な箇所の面整備は完了しているため、本町の公共下水道の整備状況は、人口減少の影響を受け、微減であるが、普及率はほぼ横ばいである。

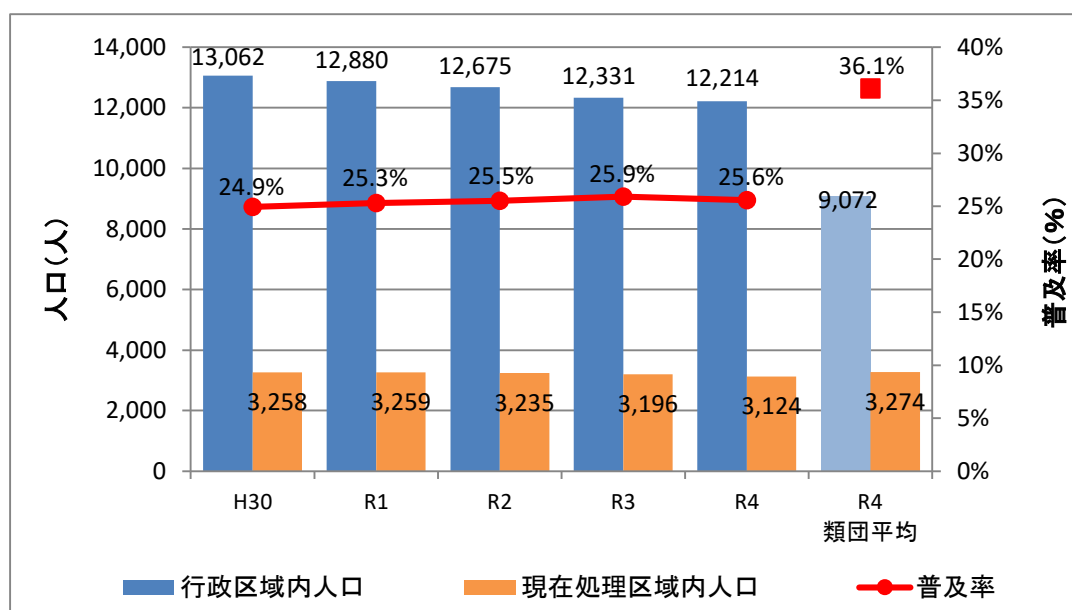


図 2.1 汚水処理人口普及率の推移

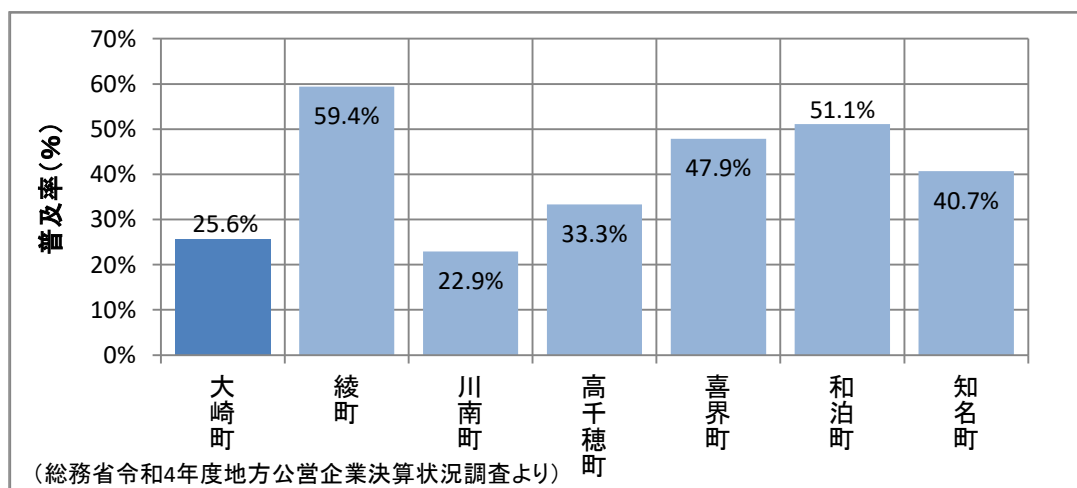


図 2.2 令和 4 年度類似団体の普及率

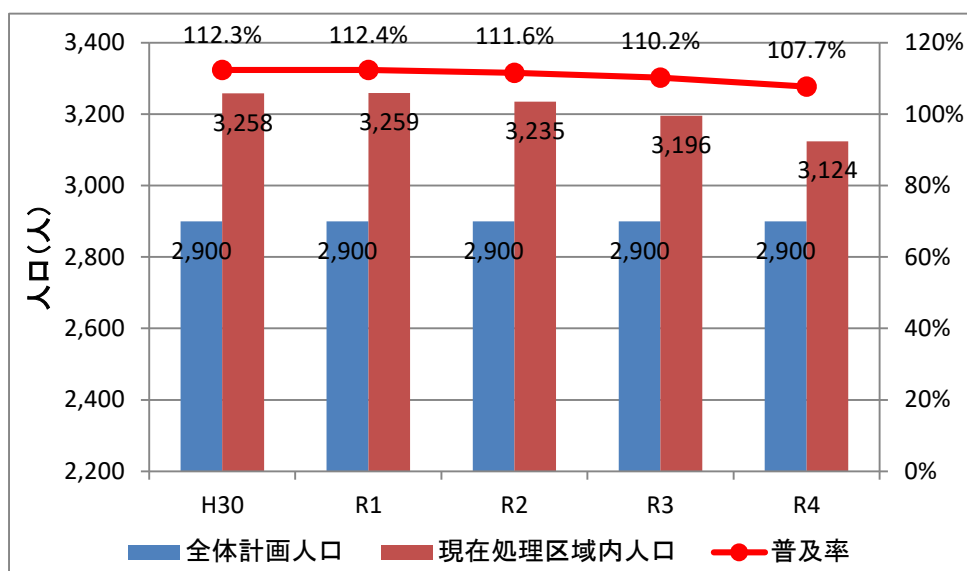


図 2.3 污水处理人口普及率の推移

2.2.2 水洗化の状況

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、以下の算式により計算される。

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

水洗化率は、徐々に上昇しており、類似団体平均と比較すると高い状況にある。

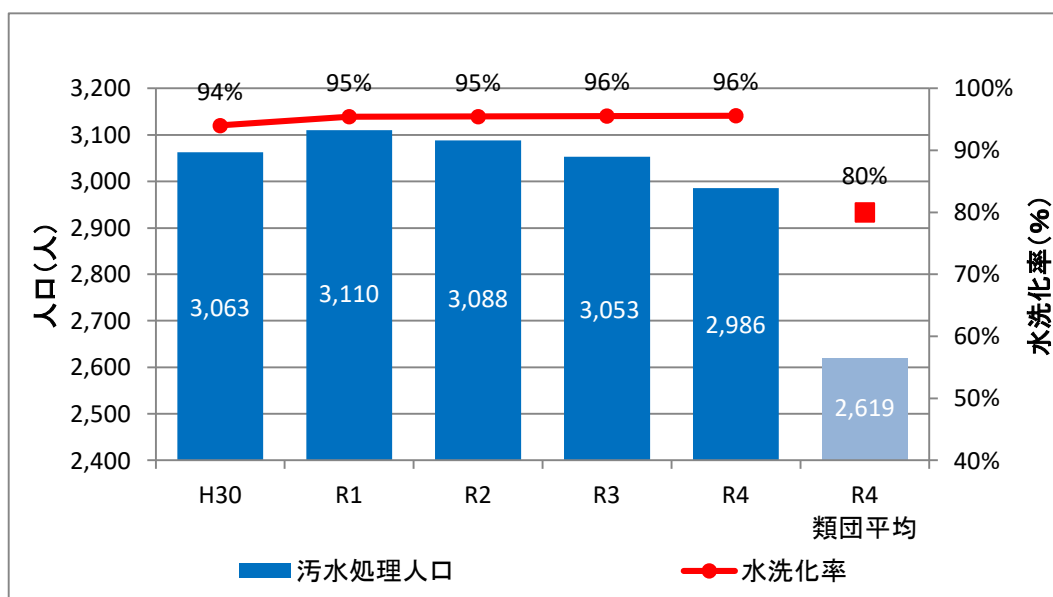


図 2.4 水洗化率の推移

2.2.3 有収率の推移

有収率は、処理した污水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合であり、以下の算式により計算される。

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間污水处理水量}} \times 100$$

検査状況調査による統計では、有収率は概ね 100%を超えている。

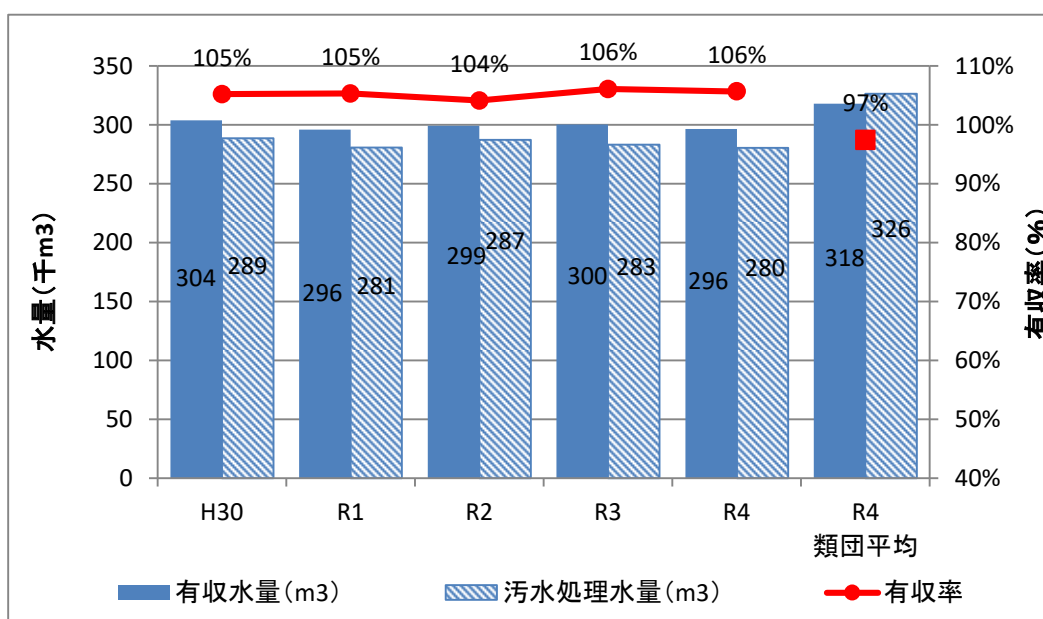


図 2.5 有収率の推移

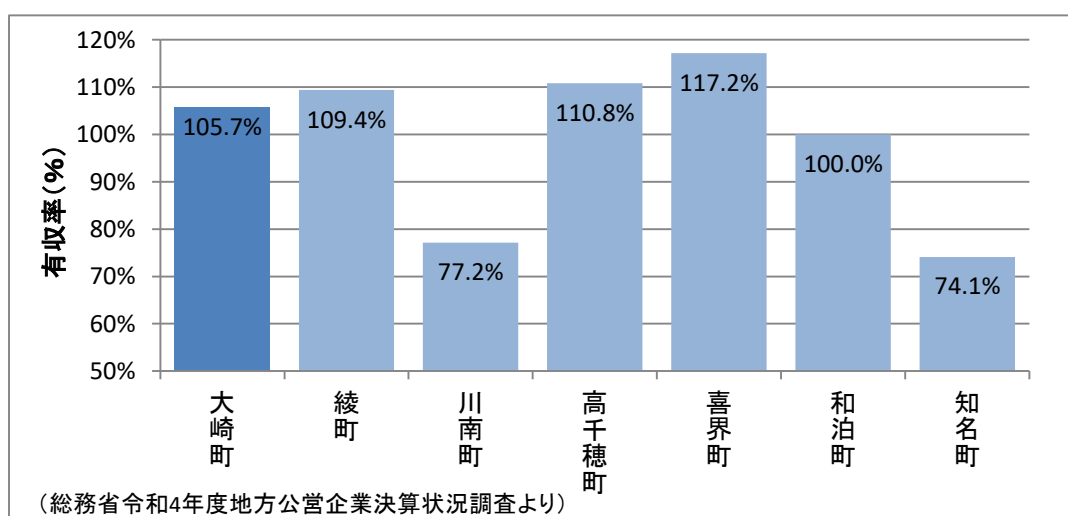


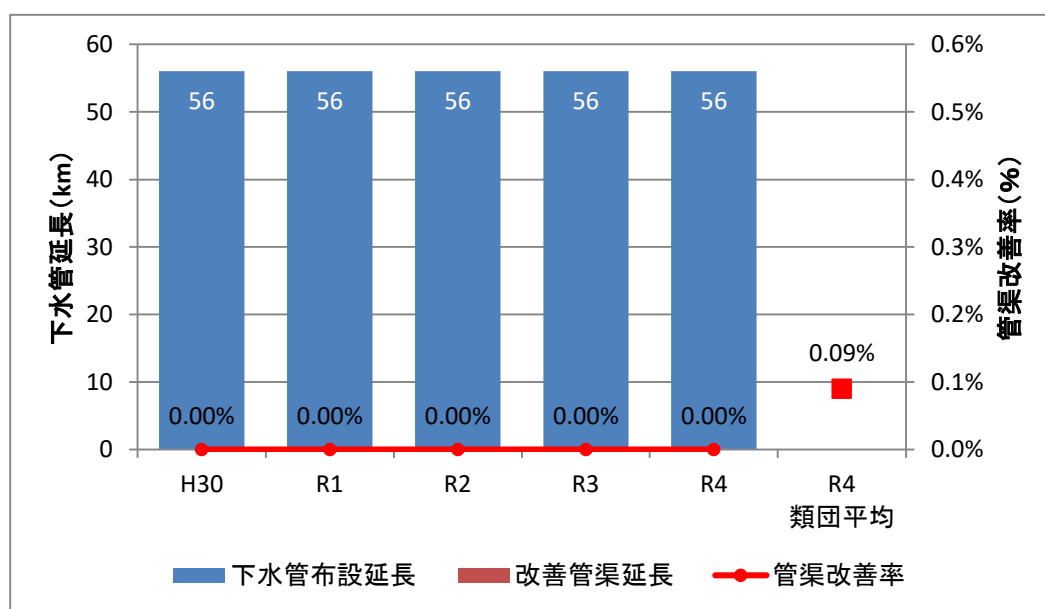
図 2.6 令和4年度類似団体の有収率

2.2.4 老朽化の状況

管きょ改善率は、当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標であり、管渠の更新のペースを把握することができる。以下に計算式を示す。

$$\text{管渠改善率(\%)} = \frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

本町の下水道管路は、供用開始後 20 年と比較的新しく、法定耐用年数 50 年以内であることから、本格的な更新は始まっておらず、管渠改善率は 0%で推移している。管路については、ストックマネジメント基本計画が策定されているが、修繕や改築までは行われていない。今後、年数が経過するとともに将来的に老朽化対策が始まり、修繕費や改築費用が増加していくものと考えられる。



※R4 類団平均 0.09%は Cd2 の平均値

図 2.7 管きょ改善率の推移

2.3 財政状況

2.3.1 下水道使用料の推移

使用料単価は、有収水量 1m³ あたりの下水道使用料収入であり、下水道使用料の水準を表す指標である。以下に計算式を示す。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

使用料単価は、100 円/m³ 台で推移していたが、現在 148 円/m³ 程度に引きあがっており、類似団体と同等の状況になった。今後、社会情勢の変化を考慮し、必要な下水道使用料収入や下水道使用料改定の検討が必要となる可能性がある。

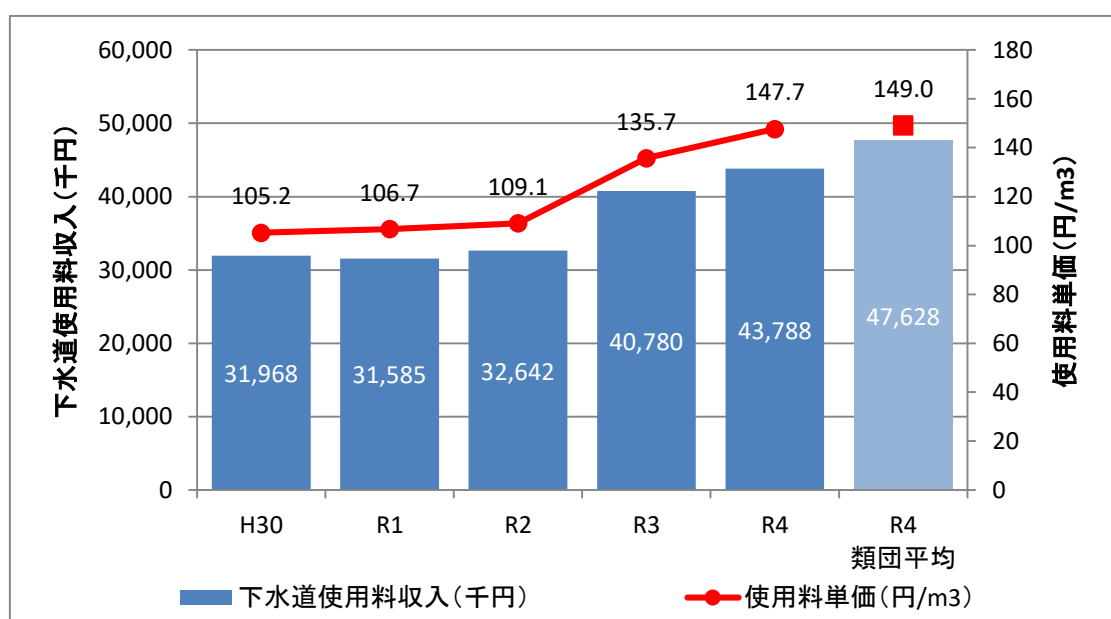


図 2.8 下水道使用料収入と使用料単価の推移

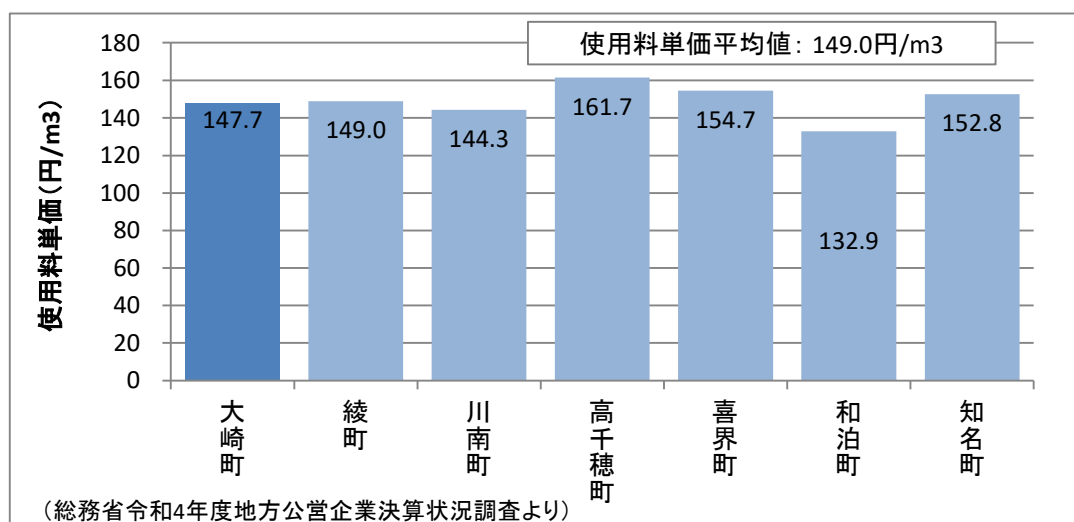


図 2.9 令和4年度類似団体の使用料単価

2.3.2 経費回収率の推移

経費回収率は、污水处理費を下水道使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標であり、以下の算式により計算される。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

経費回収率は、70%前後で推移していたものから、令和3年度以降、団体平均の77.6%(R4)を上回ったが、下水道使用料収入で污水处理費を賄えておらず、少なくとも使用料単価を污水处理原価まで上げる必要がある。

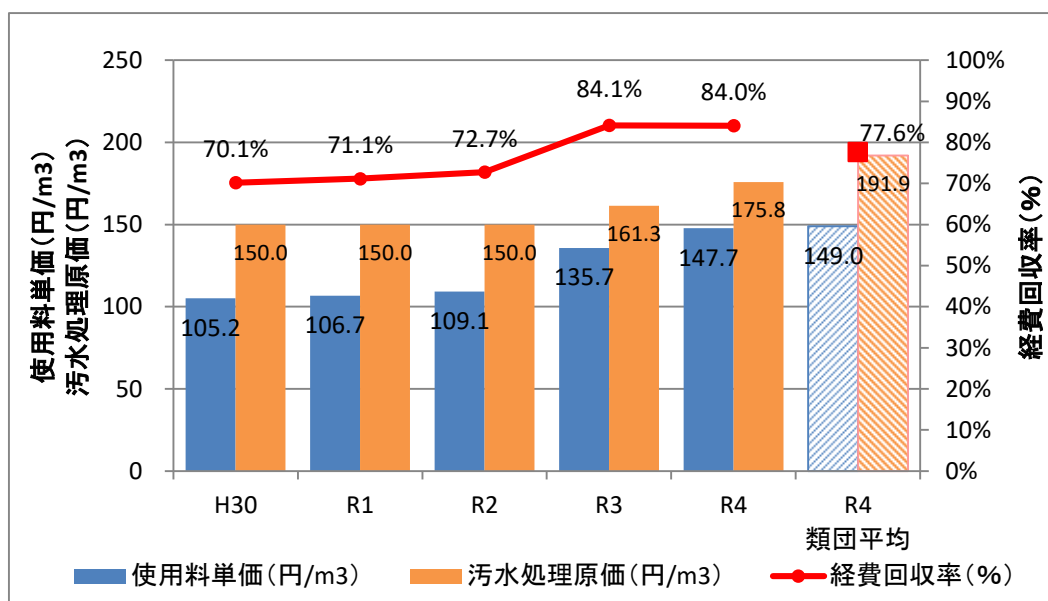


図 2.10 経費回収率の推移

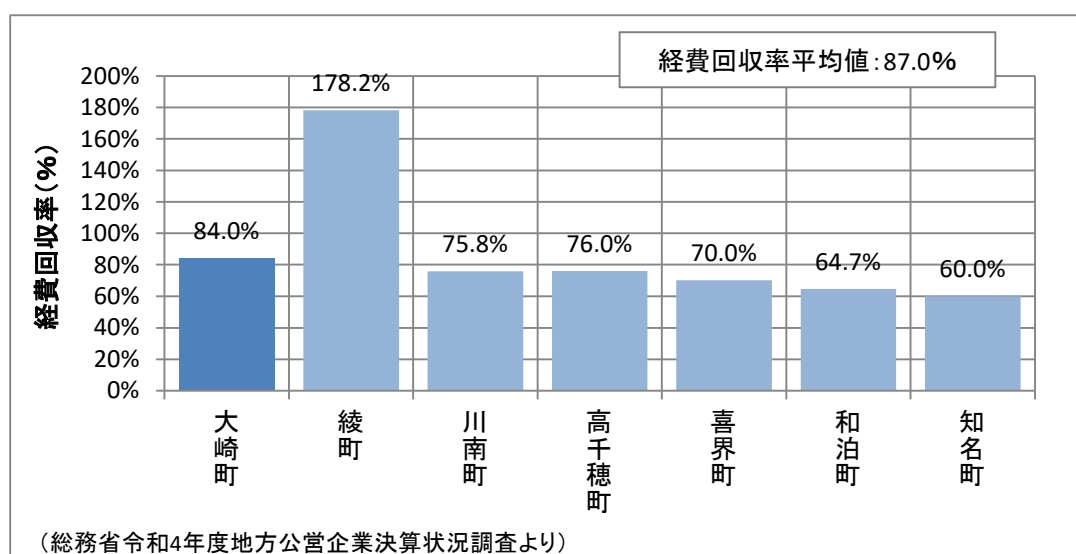


図 2.11 令和4年度類似団体の経費回収率

2.3.3 汚水処理原価の推移

汚水処理原価は、有収水量 1m³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標である。以下に計算式を示す。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

汚水処理原価は、令和 4 年度において 175.8 円/m³ であり、類団平均と比較すると同等の水準である。汚水処理費の内訳を見ると、全般的に毎年高くなる傾向にある。供用後 20 年経過しているため、今後、修繕費の増加が予想される。

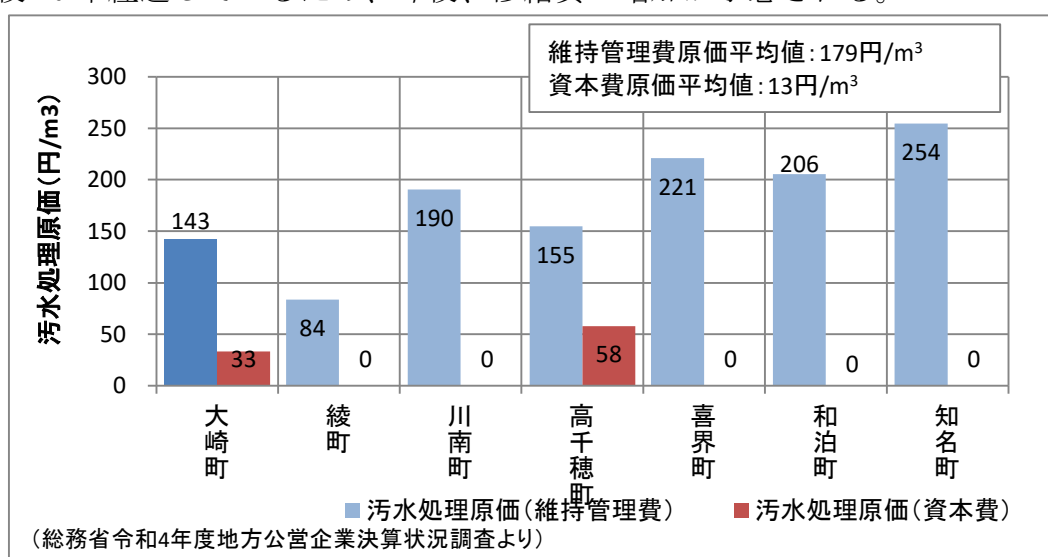


図 2.12 令和 4 年度類似団体の汚水処理原価

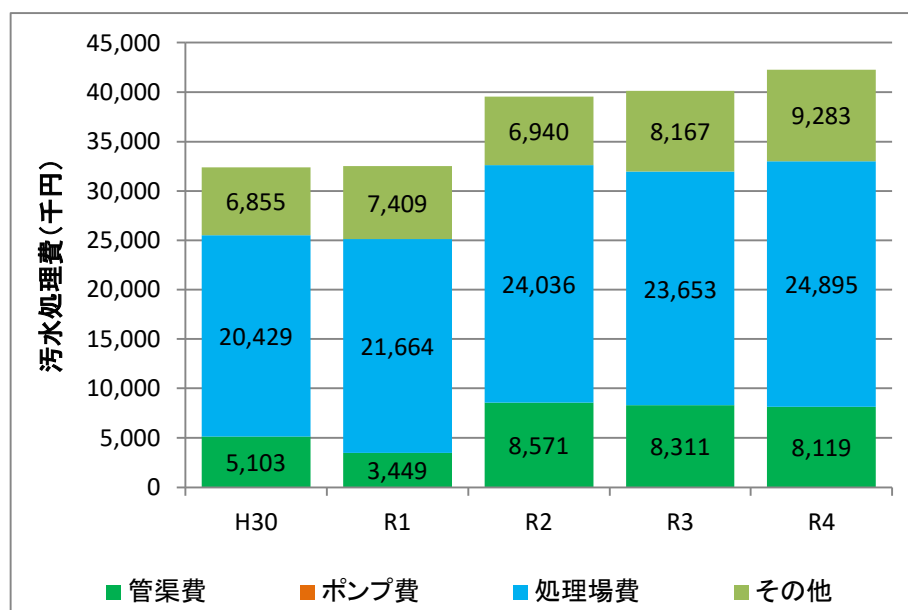


図 2.13 汚水処理費の内訳の推移

2.4 収支の状況

2.4.1 収益的収支

収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。以下に計算式を示す。

$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

収益的収支比率は、100%を切っており、料金収入等で賄えていないため、一般会計からの繰入金に依存している。類団平均と比較しても低い水準で推移している。

表 2.7 公共下水道事業の収益的収支

(千円)

項目		H30	R1	R2	R3	R4
総収益	営業収益					
	料金収入	31,968	31,585	32,642	40,780	43,788
	その他収入	53	59	51	64	64
	計	32,021	31,644	32,693	40,844	43,852
	営業外収益					
	他会計繰入金	96,639	96,956	113,614	111,637	111,055
	その他	0	0	0	0	0
	計	96,639	96,956	113,614	111,637	111,055
総計		128,660	128,600	146,307	152,481	154,907
総費用	営業費用					
	職員給与費	3,771	3,749	3,495	3,825	5,363
	その他	28,856	28,973	36,318	36,592	37,220
	計	32,627	32,722	39,813	40,417	42,583
	営業外費用					
	支払利息	23,382	21,605	19,867	18,154	16,498
	その他	0	40	20	0	0
	計	23,382	21,645	19,887	18,154	16,498
総計		56,009	54,367	59,700	58,571	59,081
地方債償還金		124,410	121,627	115,174	115,084	112,650
収益的収支比率		71.3%	73.1%	83.7%	87.8%	90.2%

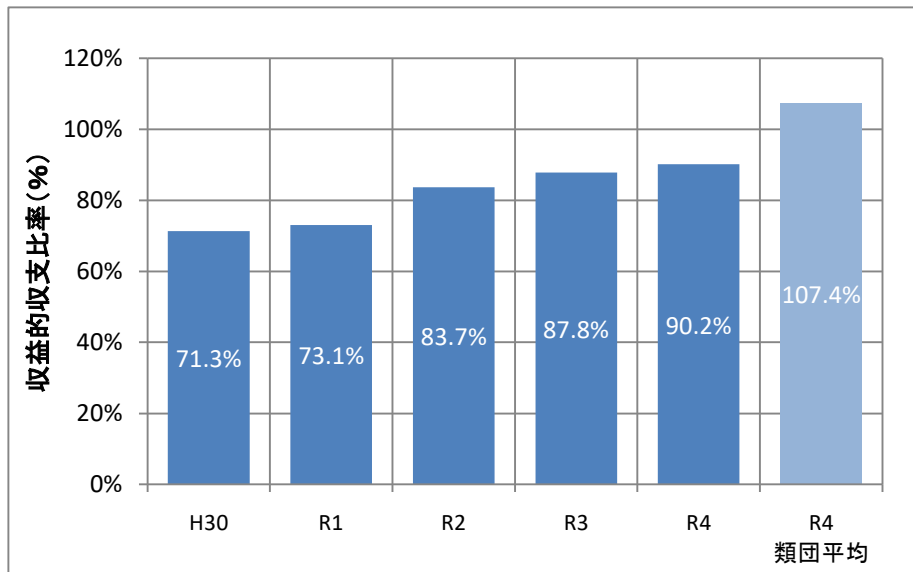


図 2.14 収益的収支比率の推移

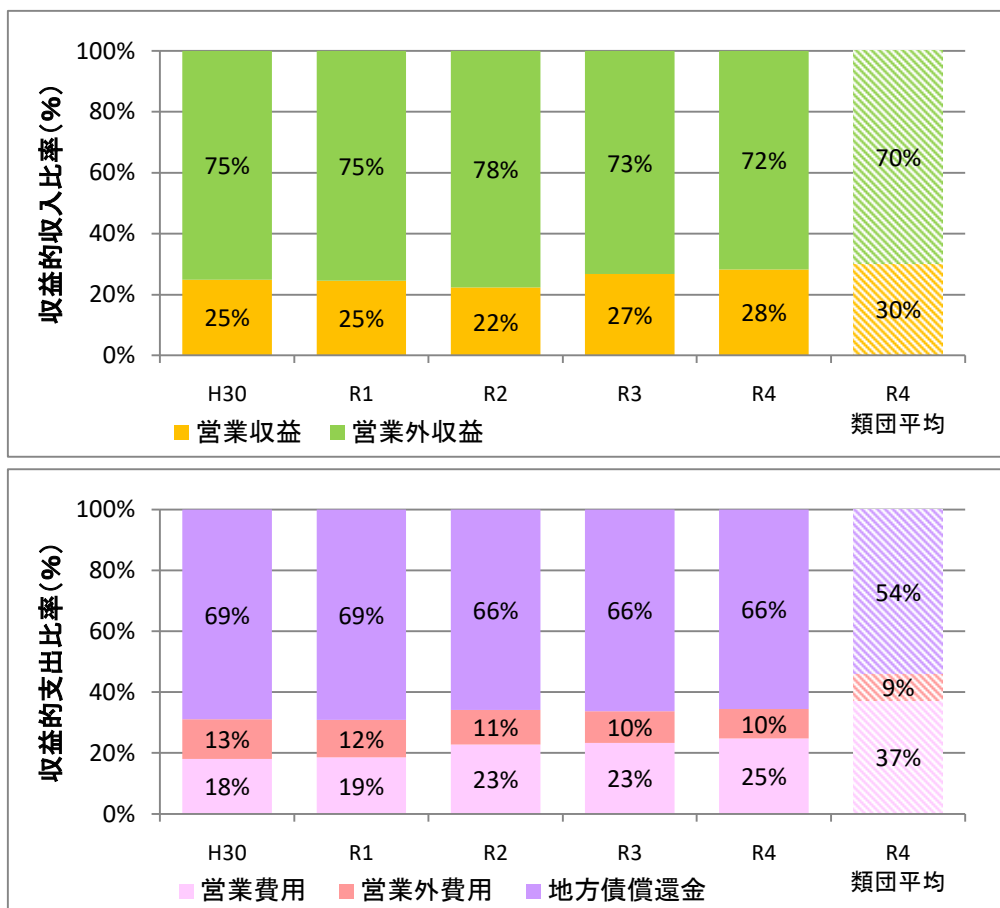


図 2.15 収益的収支比率の推移（内訳）

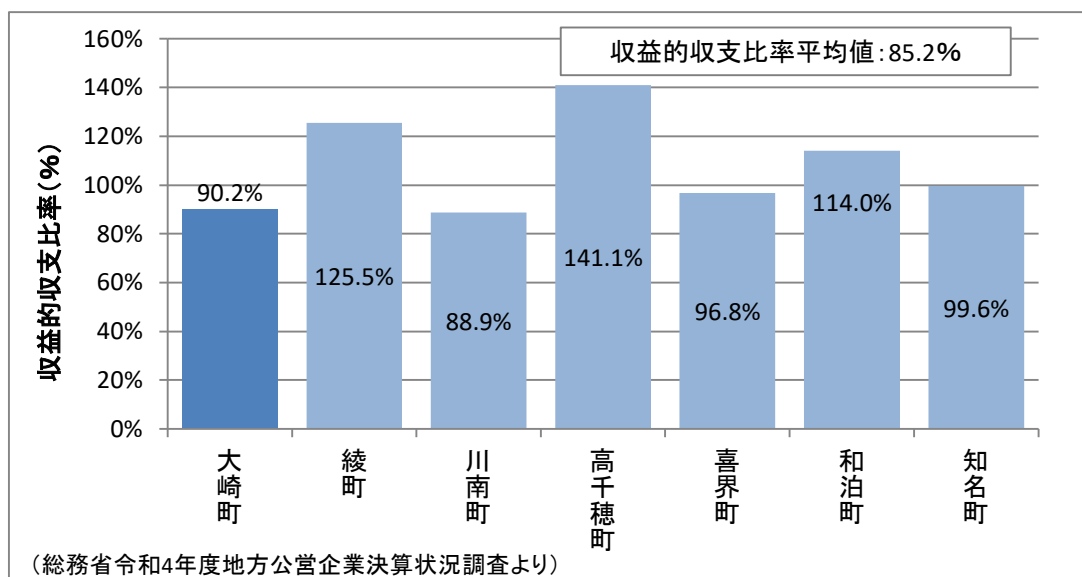


図 2.16 令和4年度類似団体の収益的収支比率

2.4.2 資本的収支

資本的収支比率は、資本的収入で資本的支出をどの程度賄っているかを表す指標である。以下に計算式を示す。

$$\text{資本的収支比率(\%)} = \frac{\text{資本的収入}}{\text{資本的支出}} \times 100$$

資本的収支比率は、地方債と一般会計繰入金で賄っており、収支は不足している。年々、地方債償還金が減少しているが、資本的収支を保ちつつ、今後は、収益的収支と資本的収支のバランスを考慮した計画を策定していく必要がある。

表 2.8 公共下水道事業の資本的収支

(千円)

項目	H30	R1	R2	R3	R4
資本的収入					
工事負担金	2,330	2,175	1,520	1,800	1,500
地方債	38,200	34,600	24,900	22,400	17,600
一般会計繰入金	36,500	19,055	20,337	17,165	24,504
国庫補助金	0	0	0	0	0
県補助金	0	0	0	0	0
その他	0	1	304	566	0
計	77,030	55,831	47,061	41,931	43,604
資本的支出					
建設改良費	26,594	7,288	17,566	19,688	26,047
地方債償還金	124,410	121,627	115,174	115,084	112,650
計	151,004	128,915	132,740	134,772	138,697
資本的収支不足額	-73,974	-73,084	-85,679	-92,841	-95,093
収益的収支差引	72,651	74,233	86,607	93,910	95,826
資本的収支比率	51.0%	43.3%	35.5%	31.1%	31.4%

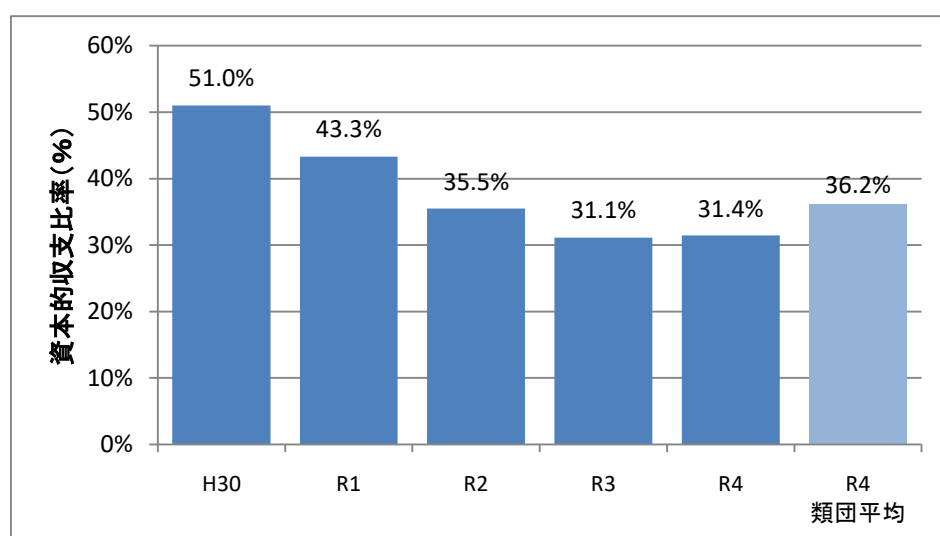


図 2.17 資本的収支比率の推移

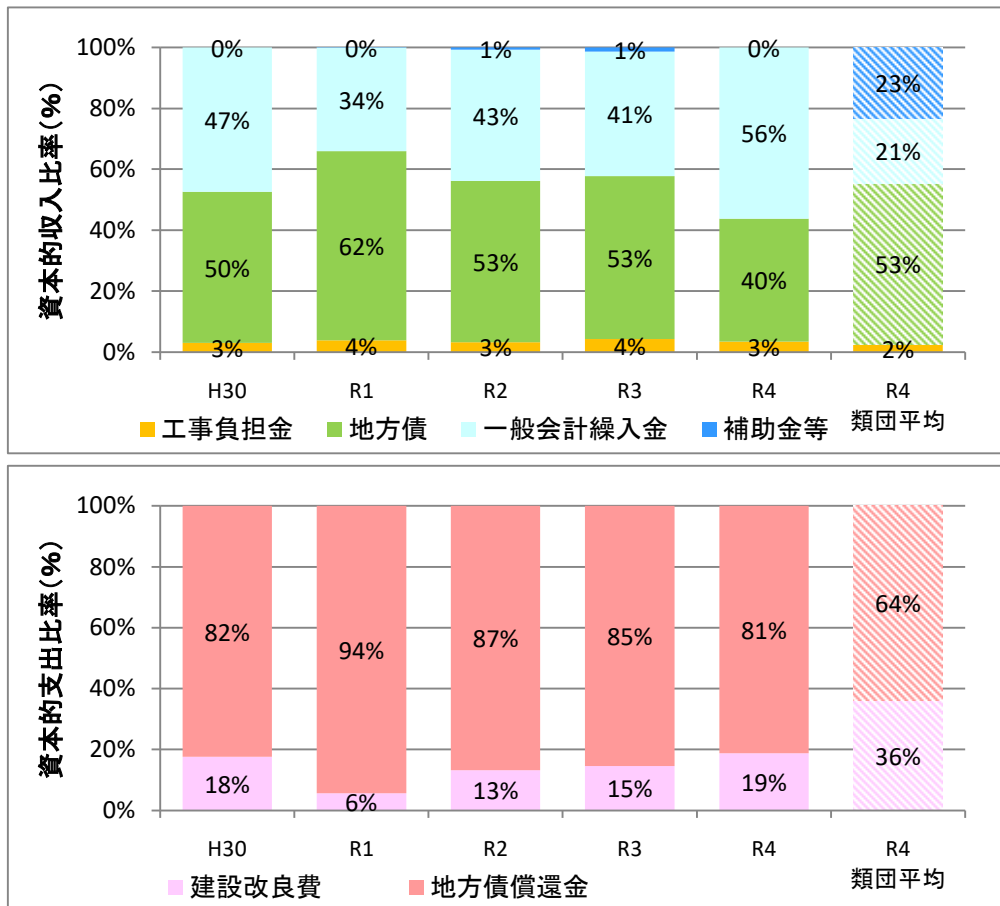


図 2.18 資本的収支比率の推移（内訳）

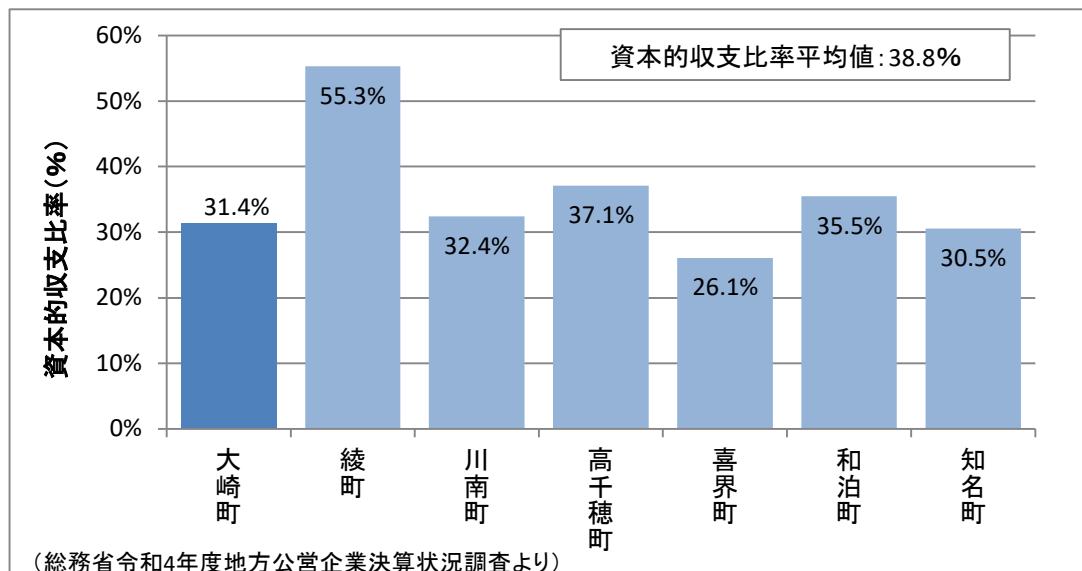


図 2.19 令和4年度類似団体の資本的収支比率

3 投資・財源計画（現状の施策展開における将来の収支予測）

3.1 投資計画

「経営戦略」で求められる“計画期間”は10年以上であることから、本業務の計画期間は令和7〔2025〕年～令和16〔2034〕年の10年間とする。

下水道事業の基本的な諸元（人口、原単位等）は、最新の事業計画（R6）を踏襲することとした。

3.2 年度別流入水量予測

年度別流入水量予測は、年度別水洗化人口を算出し、計画汚水量原単位を乗じることにより設定した。

3.2.1 面整備計画

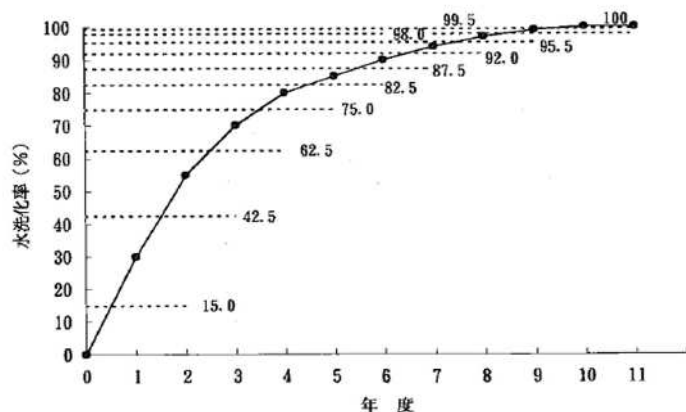
本町の管渠の面整備は、全体計画面積240haに対し、184haの面整備が進んでいる。しかし、今後の面整備は令和6年度の3.6ha以外未定のため、将来の面整備計画は見込まないものとした。整備区域内人口は、人口減少の影響を考慮し、将来推計人口より設定された全体計画区域内人口を基に人口密度を設定し、人口密度と整備面積を乗算したものを設定した。

表 3.1 将来の面整備計画

年次	整備面積		整備区域内人口			人口密度 (人/ha)
	(ha)		(人)			
	単年	累計	単年	既整備	合計	
R3(実績)	0.0	184.0	0	3,196	3,196	17.4
R4(実績)	0.0	184.0	0	3,124	3,124	17.0
R5(実績)	0.0	184.0	0	3,121	3,121	17.0
R6	3.6	187.6	61	3,119	3,180	17.0
R7	0.0	187.6	0	3,180	3,180	17.0
R8	0.0	187.6	0	3,171	3,171	16.9
R9	0.0	187.6	0	3,171	3,171	16.9
R10	0.0	187.6	0	3,171	3,171	16.9
R11	0.0	187.6	0	3,171	3,171	16.9
R12	0.0	187.6	0	3,161	3,161	16.8
R13	0.0	187.6	0	3,161	3,161	16.8
R14	0.0	187.6	0	3,142	3,142	16.7
R15	0.0	187.6	0	3,123	3,123	16.6
R16	0.0	187.6	0	3,094	3,094	16.5
R17	0.0	187.6	0	3,075	3,075	16.4
R18	0.0	187.6	0	3,056	3,056	16.3
R19	0.0	187.6	0	3,036	3,036	16.2
R20	0.0	187.6	0	3,008	3,008	16.0
R21	0.0	187.6	0	2,989	2,989	15.9
R22	0.0	187.6	0	2,969	2,969	15.8
合計	3.6	-	61	-	-	-

3.2.2 水洗化率

下水道法では、下水道の効率的な活用を促すため処理区域内においては、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、建築物の所有者に対し、水洗便所へ改造することを義務づけている。しかし、3年以内に100%の接続というのは現実的ではなく、「下水道収支分析モデルの作成について、社団法人日本下水道協会」によると、11年間で100%となっている。また、その傾向は、7年目以降の水洗化率はほぼ100%に近く、若干しか変化は見られない。したがって、本計画では下図の平均的な水洗化率実績を考慮して、7年間で水洗化率が100%になる計画と設定した。



(注) 図中の数字は各年度の平均水洗化率を表す。

設定値

- 1年目：15%
- 2年目：20%
- 3年目：20%
- 4年目：15%
- 5年目：10%
- 6年目：10%
- 7年目：10%

出典：下水道収支分析モデルの作成について、社団法人日本下水道協会

図 3.1 一般的な水洗化率の推移

3.2.3 年度別人口

水量予測に当たり、令和6年度事業計画で定められている行政人口、全体計画区域内人口を基に年度別人口設定を設定した。なお、事業計画で定められていない中間年の人口設定は、線形補完を行って設定している。

令和5年度時点における整備済み区域の水洗化人口は、全体計画区域内人口と同様に人口減少の影響を受けるものと想定し、2,985人（R5）から未接続人口が水洗化され水洗化人口が増加するが、将来的には徐々に水洗化人口も減っていくものとした。なお、未接続人口136人（R5）は、水洗化率と人口減少を反映させ、令和5年度整備済み区域は、7年後の令和12年度に100%接続されるものと設定した。

表 3.2 年度別人口設定

単位:人

年次	行政人口	全体計画 区域内人口	区域外 人口	R5整備区域の水洗化人口					
				R5整備 区域内人口	接続済	未接続	水洗化率	R5以降 接続分	計
R3	12,331	3,463	8,868	3,196	3,053	143	-	-	3,053
R4	12,214	3,415	8,799	3,124	2,986	138	-	-	2,986
R5	12,006	3,322	8,684	3,121	2,985	136	-	-	2,985
R6	12,200	3,320	8,880	3,119	2,983	136	15%	20	3,003
R7	12,300	3,320	8,980	3,119	2,983	136	35%	48	3,031
R8	12,200	3,310	8,890	3,110	2,974	136	55%	75	3,049
R9	12,100	3,310	8,790	3,110	2,974	136	70%	95	3,069
R10	12,000	3,310	8,690	3,110	2,974	136	80%	109	3,083
R11	11,900	3,310	8,590	3,110	2,974	136	90%	122	3,096
R12	11,800	3,300	8,500	3,100	2,965	135	100%	135	3,100
R13	11,800	3,300	8,500	3,100	2,965	135	100%	135	3,100
R14	11,700	3,280	8,420	3,082	2,947	135	100%	135	3,082
R15	11,600	3,260	8,340	3,063	2,929	134	100%	134	3,063
R16	11,600	3,230	8,370	3,035	2,902	133	100%	133	3,035
R17	11,500	3,210	8,290	3,016	2,884	132	100%	132	3,016
R18	11,400	3,190	8,210	2,997	2,866	131	100%	131	2,997
R19	11,300	3,170	8,130	2,978	2,848	130	100%	130	2,978
R20	11,200	3,140	8,060	2,950	2,821	129	100%	129	2,950
R21	11,100	3,120	7,980	2,931	2,803	128	100%	128	2,931
R22	11,000	3,100	7,900	2,912	2,786	126	100%	126	2,912

3.2.4 汚水量原単位

流入水量予測で用いる汚水量原単位は、原則全体計画及び事業計画で設定した汚水量原単位を用いることとするが、令和5年度実績の水洗化人口及び処理場流入水量より算出した汚水量原単位は、計画値と大きく乖離が発生している。そこで本検討では、令和5年度実績の汚水量原単位と、事業計画の目標年次である令和13年度の計画値との間で線形補完し、各年の汚水量原単位を設定した。

3.2.5 将来流入水量

将来流入水量は、過年度実績及び水洗化率を考慮した水洗化人口を求め、日平均汚水量原単位を掛け合わせて算定した。

有収水量は、令和5年度の実績が100%を超えているため、流入水量の100%と設定し、将来計画についても見込むものとした。以下に流入水量予測を示す。

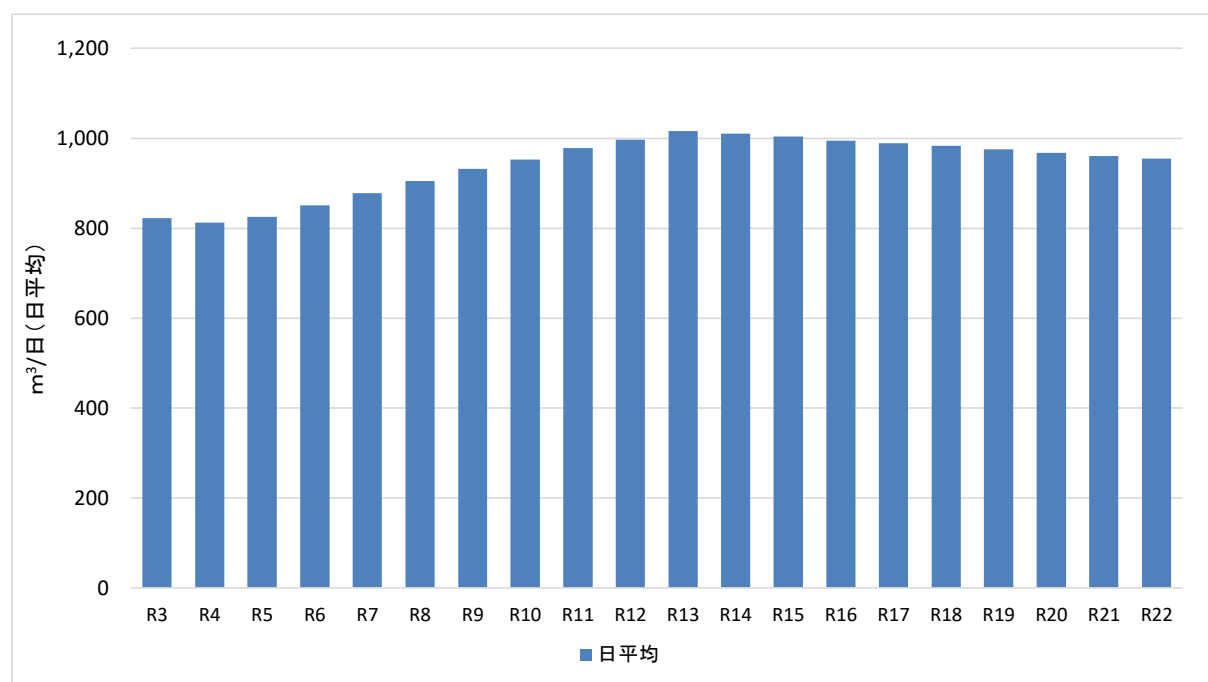


図 3.2 将来流入水量予測（日平均）

表 3.3 将来流入水量予測

項 目	整備面積(ha)		整備区域内人口(人)			接続人口(実績)←			→(計画)接続人口(事業計画)																	(全体計画)	
	単年度	累 計	単年度	既整備	累 計	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度	R19年度	R20年度	R21年度	R22年度		
R3	-	184.0	-	3,196	3,196	3,053	-	-																			
R4	0.0	184.0	0	3,124	3,124		2,986	-																			
R5	0.0	184.0	0	3,121	3,121			2,985	0	0	0	0	0	0													
R6	3.6	187.6	61	3,119	3,180				9	12	12	9	6	6	6												
R7	0.0	187.6	0	3,180	3,180					0	0	0	0	0	0	0											
R8	0.0	187.6	0	3,171	3,171						0	0	0	0	0	0	0										
R9	0.0	187.6	0	3,171	3,171							0	0	0	0	0	0	0									
R10	0.0	187.6	0	3,171	3,171								0	0	0	0	0	0	0								
R11	0.0	187.6	0	3,171	3,171									0	0	0	0	0	0	0							
R12	0.0	187.6	0	3,161	3,161										0	0	0	0	0	0	0						
R13	0.0	187.6	0	3,161	3,161											0	0	0	0	0	0	0					
R14	0.0	187.6	0	3,142	3,142												0	0	0	0	0	0	0				
R15	0.0	187.6	0	3,123	3,123													0	0	0	0	0	0	0			
R16	0.0	187.6	0	3,094	3,094													0	0	0	0	0	0	0	0		
R17	0.0	187.6	0	3,075	3,075														0	0	0	0	0	0	0		
R18	0.0	187.6	0	3,056	3,056															0	0	0	0	0	0		
R19	0.0	187.6	0	3,036	3,036																0	0	0	0	0		
R20	0.0	187.6	0	3,008	3,008																	0	0	0	0		
R21	0.0	187.6	0	2,989	2,989																		0	0	0		
R22	0.0	187.6	0	2,969	2,969																			0	0		
計	R5整備区域外水洗化人口(人)	単年度				-	-	-	9	12	12	9	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		累計				-	-	-	9	21	34	43	49	55	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61			
	水洗化人口(人) (人口増加率考慮)	R5整備区域外水洗化				-	-	-	9	21	33	43	49	55	61	61	60	60	59	59	59	58	58	57	57		
		R5整備区域内(R5迄接続)				3,053	2,986	2,985	2,983	2,983	2,974	2,974	2,974	2,974	2,965	2,965	2,947	2,929	2,902	2,884	2,866	2,848	2,821	2,803	2,786		
		R5整備区域内(R6以降接続)				-	-	-	20	48	75	95	109	122	135	135	135	134	133	132	131	130	129	128	126		
		累 計				3,053	2,986	2,985	3,012	3,052	3,082	3,112	3,132	3,151	3,161	3,161	3,142	3,123	3,094	3,075	3,056	3,036	3,008	2,988	2,969		
日平均	汚水量原単位(L/人・日)					263	265	270	276	281	287	293	298	304	309	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315		
	工場排水量 (m³/日)					20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20			
	流入下水量 (m³/日)					823	812	825	851	878	905	932	953	978	997	1,016	1,010	1,004	995	989	983	976	968	961			
	年間下水量 (千m³/年)					300	296	301	311	320	330	340	348	357	364	371	369	366	363	361	359	356	353	351	349		
	年間有収水量 (千m³/年)					300	296	301	311	320	330	340	348	357	364	371	369	366	363	361	359	356	353	351	349		

3.3 建設改良費

建設費の内訳は以下の施設について見込むものとする。

- ① 管渠面整備費
- ② スtockマネジメント計画（管路、マンホールポンプ場）
- ③ スtockマネジメント計画（処理場）

3.3.1 建設費の設定

各費用は、過年度実績、費用関数、整備計画等より、以下のとおり設定した。

① 管渠面整備費用

将来の面整備単価については、令和6年度予定の整備費20,600千円であり、今後の整備は、未定のため本経営戦略では見込まないものとした。このため、将来の面整備費用は令和6年度の20,600千円とした。

② スtockマネジメント計画（管路、マンホールポンプ場）

本町は、Stockマネジメント計画が策定されており、今後、これらの計画に基づいて管路の点検・調査及び改築更新が進められる計画となっている。このため、Stockマネジメント計画の費用を見込むこととする。なお、事業計画年の令和13年度以降は、一定としている。

表 3.4 スtockマネジメント計画に基づく調査更新費（管路）

単位:千円

年 度	点検/調査、 設計、改築費	事務費 (交付対象)	事務費 (単独)	マンホール ポンプ場	計
R6	1,900	100	3,100	-	5,100
R7	20,200	1,000	-	-	21,200
R8	20,800	1,800	-	15,000	37,600
R9	20,600	1,800	-	15,000	37,400
R10	20,800	1,800	-	15,000	37,600
R11	38,300	2,700	-	15,000	56,000
R12	57,300	3,600	-	15,000	75,900
R13	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R14	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R15	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R16	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R17	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R18	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R19	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R20	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R21	57,700	3,600	-	15,000	76,300
R22	57,700	3,600	-	15,000	76,300
合計	756,900	48,800	3,100	225,000	1,033,800

③ スtockマネジメント計画（処理施設）

処理場のストックマネジメント計画は、下記のとおり予定されている。なお、事業計画年の令和13年度以降は、一定としている。

表 3.5 スtockマネジメント計画に基づく調査更新費（処理場）

単位:千円

年 度	改築費	点検/調査、 設計費	事務費	計
R6		18,000	900	18,900
R7				-
R8	50,000		2,500	52,500
R9	50,000		2,500	52,500
R10	90,000		4,500	94,500
R11	100,000	2,600	5,100	107,700
R12	100,000		5,000	105,000
R13	100,000		5,000	105,000
R14	100,000	-	5,000	105,000
R15	100,000	-	5,000	105,000
R16	100,000	-	5,000	105,000
R17	100,000	-	5,000	105,000
R18	100,000	-	5,000	105,000
R19	100,000	-	5,000	105,000
R20	100,000	-	5,000	105,000
R21	100,000	-	5,000	105,000
R22	100,000	-	5,000	105,000
合計	1,390,000	20,600	70,500	1,481,100

3.3.2 建設費のまとめ

前項までに算出した年次別建設費を以下に示す。

表 3.6 建設費のまとめ

単位:千円

年 度	① 管渠 面整備	② ストマネ (管路)	③ ストマネ (マンホール ポンプ場)	④ ストマネ (処理施設)	合 計
R6	20,600	5,100	-	18,900	44,600
R7	-	21,200	-	-	21,200
R8	-	22,600	15,000	52,500	90,100
R9	-	22,400	15,000	52,500	89,900
R10	-	22,600	15,000	94,500	132,100
R11	-	41,000	15,000	107,700	163,700
R12	-	60,900	15,000	105,000	180,900
R13	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R14	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R15	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R16	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R17	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R18	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R19	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R20	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R21	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R22	-	61,300	15,000	105,000	181,300
R6~R16計	20,600	441,000	135,000	851,100	1,447,700
R6~R22合計	20,600	808,800	225,000	1,481,100	2,535,500

3.4 維持管理費

維持管理費は、令和元年から令和5年の維持管理実績値より設定する。

管渠費については、ストックマネジメント計画値（点検・調査、設計、改築費）を用いることとし、その他の5ヶ年平均3,000千円/年を見込むこととした。

処理場費及びその他の費用は、5ヶ年平均を用いるが、職員給与費は、近年の賃金引上げを考慮し、令和5年値で固定とした。

表 3.7 維持管理費の設定

(単位:千円)

項 目		R1	R2	R3	R4	R5	平均 (R1-R5)	採用値
①管渠費	職員給与費	-	-	-	-	-	-	ストマネ (管路)の 調査費を 見込む
	修繕費	16	4,950	4,628	5,014	3,124	3,546	
	材料費	-	-	-	-	1,485	-	
	路面復旧費	-	-	-	-	-	-	
	委託料	-	-	-	-	-	-	
	その他	3,433	3,600	3,038	3,105	1,818	2,999	
	計	3,449	8,550	7,666	8,119	6,427	6,842	3,000
②ポンプ費	職員給与費	-	-	-	-	-	-	-
	動力費	-	-	-	-	-	-	-
	修繕費	-	-	-	-	-	-	-
	材料費	-	-	-	-	-	-	-
	薬品費	-	-	-	-	-	-	-
	委託料	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
③処理場費	職員給与費	-	-	-	-	-	-	-
	動力費	4,859	4,249	4,790	4,976	3,789	4,533	4,530
	修繕費	1,010	3,084	2,544	2,654	2,108	2,280	2,280
	材料費	-	-	-	-	-	-	-
	薬品費	1,600	1,522	1,334	1,632	1,775	1,573	1,570
	委託料	14,048	15,096	14,660	15,520	16,065	15,078	15,080
	その他	387	371	611	399	446	443	440
	計	21,904	24,322	23,939	25,181	24,183	23,906	-
④その他	職員給与費	3,749	3,495	3,825	5,363	8,026	4,892	8,030
	流域運営費負担金	-	-	-	-	-	-	-
	委託料	-	-	-	-	-	-	-
	その他	3,660	3,445	4,342	3,920	4,392	3,952	3,950
	計	7,409	6,940	8,167	9,283	12,418	8,843	-
合 計		32,762	39,812	39,772	42,583	43,028	39,591	-

※赤字は、設定根拠とした数値

3.5 財源内訳

3.5.1 財源配分の考え方

本検討において、財源ごとに設定した比率の一覧を、以下に示す。

表 3.8 財源比率

項 目	国庫補助金	起債	その他財源
処理場(高率)	0.55	0.40	0.05
管渠・ポンプ場・ 処理場(低率)	0.50	0.45	0.05
単独	-	0.95	0.05

3.5.2 事業別財源

財源比率に基づき算出した、年度別財源内訳を次頁に示す。

表 3.9 年度別財源内訳

単位:千円

項 目		補助率	計算式	費用項目	比率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	合計
経 費	管渠面整備費	低率	①	建設費		20,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,600
		単独費	②	建設費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ストック マネジメント計画 (管路)	低率	③	改築費		5,100	21,200	22,600	22,400	22,600	41,000	60,900	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	61,300	808,800
	ストック マネジメント計画 (施設)	高率	④	改築費		18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	1,481,100
		低率	⑤	改築費		-	-	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	225,000
	その他	町費	⑥	建設費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	高率	⑦=④	-		18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	1,481,100
		低率	⑧=①+③+⑤	-		25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	1,054,400
		単独費	⑨=②	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		町費	⑩=⑥	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財 源	内 訳	高率	⑪=⑦×0.55	国費	0.550	10,395	-	28,875	28,875	51,975	59,235	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	814,605
			⑫=⑦×0.00	県補助金	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			⑬=⑦×0.40	起債	0.400	7,560	-	21,000	21,000	37,800	43,080	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	592,440
			⑭=⑦×0.05	その他財源	0.050	945	-	2,625	2,625	4,725	5,385	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	74,055
			⑮	合計	1.000	18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	1,481,100
		低率	⑯=⑧×0.50	国費	0.500	12,850	10,600	18,800	18,700	18,800	28,000	37,950	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	527,200
			⑰=⑧×0.00	県補助金	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			⑱=⑧×0.45	起債	0.450	11,565	9,540	16,920	16,830	16,920	25,200	34,155	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	474,480
			⑲=⑧×0.05	その他財源	0.050	1,285	1,060	1,880	1,870	1,880	2,800	3,795	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	52,720
			⑳	合計	1.000	25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	1,054,400
		単独費	㉑=⑨×0.00	国費	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉒=⑨×0.00	県補助金	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉓=⑨×0.95	起債	0.950	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉔=⑨×0.05	その他財源	0.050	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉕	合計	1.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		町費	㉖=⑩×0.00	国費	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉗=⑩×0.00	県補助金	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉘=⑩×0.00	起債	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉙=⑩×1.00	その他財源	1.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			㉚	合計	1.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

3.5.3 起債償還

今後の事業費における起債償還は30年償還とし、途中年度の考え方は以下のとおり。

■起債償還計画算定条件(公共)

年利率 r	2.0%	償還年数	30年	償還期数 n	50
半年賦 R	0.0255	据置期間	5年	—	—

※半年賦 R = $r/2 \times (1+r/2)^n / \{(1+r/2)^n - 1\}$

表 3.10 起債償還計画

■起債償還計画(公共) 元金+利子

年 度	年 度 別 起 債 額 (千円)																		過年度分 (千円) ②	起債償還 費合計 (千円) ③=①+②
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	計 ①		
起債金額	19,125	9,540	37,920	37,830	54,720	68,280	76,155	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	1,066,920		
R4年度																		-	129,100	129,100
R5年度																		-	132,000	132,000
R6年度	383																	383	135,166	135,549
R7年度	383	191																574	136,863	137,437
R8年度	383	191	758															1,332	133,999	135,331
R9年度	383	191	758	757														2,089	127,754	129,843
R10年度	383	191	758	757	1,094													3,183	116,562	119,745
R11年度	976	191	758	757	1,094	1,366												5,142	105,046	110,188
R12年度	976	487	758	757	1,094	1,366	1,523											6,961	88,910	95,871
R13年度	976	487	1,935	757	1,094	1,366	1,523	1,527										9,665	73,974	83,639
R14年度	976	487	1,935	1,930	1,094	1,366	1,523	1,527	1,527									12,365	60,258	72,623
R15年度	976	487	1,935	1,930	2,792	1,366	1,523	1,527	1,527	1,527								15,590	44,457	60,047
R16年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	1,523	1,527	1,527	1,527	1,527							19,235	29,827	49,062
R17年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527						23,125	21,586	44,711
R18年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	3,895	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527					27,020	13,014	40,034
R19年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	3,895	3,895	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527				30,915	6,627	37,542
R20年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	3,895	3,895	3,895	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527			34,810	4,236	39,046
R21年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	3,895	3,895	3,895	3,895	1,527	1,527	1,527	1,527	1,527		38,705	2,015	40,720
R22年度	976	487	1,935	1,930	2,792	3,484	3,886	3,895	3,895	3,895	3,895	3,895	3,895	1,527	1,527	1,527	1,527	42,600	-	42,600

3.5.4 下水道使用料

下水道使用料は、近年の使用料単価を将来年間有収水量に乗じることで算定を行った。使用料は、令和3年度の使用料金改定に伴い、年々伸びているため、使用料金単価は、R5実績値の160.8円/m³である。将来の使用料収入を以下に示す。

表 3.11 近年の処理実績に基づく使用料単価の算定

年次	使用料単価	備考
	(円/m ³)	
R1	106.73	公営企業年鑑による
R2	109.09	〃
R3	135.73	〃
R4	147.68	〃
R5	160.84	決算統計による
R3-R5平均	148.10	改定後の平均

小数点1桁で端数整理

表 3.12 将来下水道使用料収入

年次	平均汚水量		有収水量	使用料収入単価	使用料
	(m ³ /日)	(m ³ /年)	(m ³ /年)	(円/m ³)	(千円/年)
R4	812	296,380	296,380	147.7	43,769
R5	825	301,125	301,125	160.8	48,433
R6	851	310,615	310,615	160.8	49,947
R7	878	320,470	320,470	160.8	51,532
R8	905	330,325	330,325	160.8	53,116
R9	932	340,180	340,180	160.8	54,701
R10	953	347,845	347,845	160.8	55,933
R11	978	356,970	356,970	160.8	57,401
R12	997	363,905	363,905	160.8	58,516
R13	1,016	370,840	370,840	160.8	59,631
R14	1,010	368,650	368,650	160.8	59,279
R15	1,004	366,460	366,460	160.8	58,927
R16	995	363,175	363,175	160.8	58,399
R17	989	360,985	360,985	160.8	58,046
R18	983	358,795	358,795	160.8	57,694
R19	976	356,240	356,240	160.8	57,283
R20	968	353,320	353,320	160.8	56,814
R21	961	350,765	350,765	160.8	56,403
R22	955	348,575	348,575	160.8	56,051

※有収水量は、R5年度の有収率100%以上(301113/284171)を基に算出

3.6 投資・財源計画

前項までの投資計画を基に、全体計画年である令和 22 年度までの投資・財源計画の将来推計を表 3.13 に示す。

また、本町では、令和 3 年度から令和 5 年度までに段階的に下水道使用料の改定が行われており、今後も 5 年に 1 度の見直しを想定し、令和 10 年度と令和 15 年度に 10% の下水道使用料改定を行った場合の参考ケースを表 3.14 に示す。使用料の改定により、徐々に経費回収率が改善されていくことが予測される。

表 3.13 投資・財源計画

大崎町公共下水道 今後の投資額

実績→計画

項 目			記 号	基準額	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	計	合計	
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	(R6～R16)	(R6～R22)	
水洗化人口(人)			A	-	3,053	2,986	2,985	3,012	3,052	3,082	3,112	3,132	3,151	3,161	3,161	3,142	3,123	3,094	3,075	3,056	3,036	3,008	2,988	2,969	34,222	52,354	
流入水量(m3/日平均)			B	-	823	812	825	851	878	905	932	953	978	997	1,016	1,010	1,004	995	989	983	976	968	961	955	10,519	16,351	
その他水量(m3/日平均)				-	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	220	340	
各年流入水量／R5流入水量			C	-	-	-	1.000	1.032	1.064	1.097	1.130	1.155	1.185	1.208	1.232	1.224	1.217	1.206	1.199	1.192	1.183	1.173	1.165	1.158	-	-	
建 設 改良費 (千円)	建設費	高 率	㊸	-	-	-	-	18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	851,100	1,481,100	
		低 率	㊹	-	-	-	-	25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	596,600	1,054,400	
		単 独	㊺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		町 費	㊻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	㊼=㊸+㊹+㊺+㊻	-	-	-	-	44,600	21,200	90,100	89,900	132,100	163,700	180,900	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	1,447,700	2,535,500
財 源 (千円)	高 率	国費	㊽=㊸×0.55	-	-	-	-	10,395	-	28,875	28,875	51,975	59,235	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	468,105	814,605	
		県補助金	㊾=㊸×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		起債	㊿=㊸×0.40	-	-	-	-	7,560	-	21,000	21,000	37,800	43,080	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	340,440	592,440	
		その他財源	㊽=㊸×0.05	-	-	-	-	945	-	2,625	2,625	4,725	5,385	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	42,555	74,055	
		計		-	-	-	-	18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	851,100	1,481,100	
	低 率	国費	㊽=㊹×0.50	-	-	-	-	12,850	10,600	18,800	18,700	18,800	28,000	37,950	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	298,300	527,200
		県補助金	㊾=㊹×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		起債	㊿=㊹×0.45	-	-	-	-	11,565	9,540	16,920	16,830	16,920	25,200	34,155	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	268,470	474,480	
		その他財源	㊽=㊹×0.05	-	-	-	-	1,285	1,060	1,880	1,870	1,880	2,800	3,795	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	29,830	52,720	
		計	㊽=㊽+㊿+㊽+㊽	-	-	-	-	25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	596,600	1,054,400
	単 独	国費	㊽=㊺×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		県補助金	㊾=㊺×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		起債	㊿=㊺×0.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他財源	㊽=㊺×0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	㊽=㊽+㊾+㊿+㊽+㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	町 費	-	㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	国費	㊽=㊽+㊽	-	-	-	-	23,245	10,600	47,675	47,575	70,775	87,235	95,700	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	766,405	1,341,805
		県補助金	㊾=㊽+㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		起債	㊿=㊽+㊽	-	-	-	-	19,125	9,540	37,920	37,830	54,720	68,280	76,155	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	608,910	1,066,920	
		その他財源	㊽=㊽+㊽+㊽	-	-	-	-	2,230	1,060	4,505	4,495	6,605	8,185	9,045	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	72,385	126,775	
		計	㊽=㊽+㊽+㊽+㊽+㊽	-	-	-	-	44,600	21,200	90,100	89,900	132,100	163,700	180,900	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	1,447,700	2,535,500
起債償還(千円)			㊽	-	133,200	129,100	132,000	135,549	137,437	135,331	129,843	119,745	110,188	95,871	83,639	72,623	60,047	49,062	44,711	40,034	37,542	39,046	40,720	42,600	1,129,335	1,373,988	
維 持 管理費 (千円)	管渠	修繕費	㊽	-	4,628	5,014	3,124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		委託料	㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	㊽	3,000	3,038	3,105	1,818	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	33,000	51,000	
		計	㊽=㊽+㊽+㊽+㊽	3,000	7,666	8,119	4,942	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	33,000	51,000	
	処理場	動力費	㊽	4,530	4,790	4,976	3,789	4,675	4,820	4,969	5,119	5,232	5,368	5,472	5,581	5,545	5,513	5,463	5,431	5,400	5,359	5,314	5,277	5,246	57,757	89,784	
		修繕費	㊽	2,280	2,544	2,654	2,108	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	25,080	38,760	
		薬品費	㊽	1,570	1,334	1,632	1,775	1,620	1,670	1,722	1,774	1,813	1,860	1,897	1,934	1,922	1,911	1,893	1,882	1,871	1,857	1,842	1,829	1,818	20,016	31,115	
		委託料	㊽	15,080	14,660	15,520	16,065	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	165,880	256,360	
		その他	㊽	440	611	399	446	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	4,840	7,480	
		計	㊽=㊽+㊽+㊽+㊽+㊽+㊽	23,900	23,939	25,181	24,183	24,095	24,290	24,491	24,693	24,845	25,028	25,169	25,315	25,267	25,224	25,156	25,113	25,071	25,016						

大崎町公共下水道 今後の投資額
表 3.14 投資・財源計画（参考：5年毎10%料金改定）

項 目			記 号	基準額	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	計 (R6～R16)	合計 (R6～R22)	
					2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040			
水洗化人口(人)			A	-	3,053	2,986	2,985	3,012	3,052	3,082	3,112	3,132	3,151	3,161	3,161	3,142	3,123	3,094	3,075	3,056	3,036	3,008	2,988	2,969	34,222	52,354	
流入水量(m3/日平均)			B	-	823	812	825	851	878	905	932	953	978	997	1,016	1,010	1,004	995	989	983	976	968	961	955	10,519	16,351	
その他水量(m3/日平均)				-	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	220	340	
各年流入水量／R5流入水量			C	-	-	-	1,000	1,032	1,064	1,097	1,130	1,155	1,185	1,208	1,232	1,224	1,217	1,206	1,199	1,192	1,183	1,173	1,165	1,158	-	-	
建設改良費 (千円)	建設費	高 率	㊸	-	-	-	-	18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	851,100	1,481,100	
		低 率	㊹	-	-	-	-	25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	596,600	1,054,400	
		単 独	㊺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		町 費	㊻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		計	㊼=㊸+㊹+㊺+㊻	-	-	-	-	44,600	21,200	90,100	89,900	132,100	163,700	180,900	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	1,447,700	2,535,500	
	高 率	国費	㊽×0.55	-	-	-	-	10,395	-	28,875	28,875	51,975	59,235	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	57,750	468,105	814,605
		県補助金	㊽×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		起債	㊽×0.40	-	-	-	-	7,560	-	21,000	21,000	37,800	43,080	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	340,440	592,440	
		その他財源	㊽×0.05	-	-	-	-	945	-	2,625	2,625	4,725	5,385	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	5,250	42,555	74,055	
		計		-	-	-	-	18,900	-	52,500	52,500	94,500	107,700	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	851,100	1,481,100
	低 率	国費	㊽=㊹×0.50	-	-	-	-	12,850	10,600	18,800	18,700	18,800	28,000	37,950	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	38,150	298,300	527,200
		県補助金	㊹=㊹×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		起債	㊹=㊹×0.45	-	-	-	-	11,565	9,540	16,920	16,830	16,920	25,200	34,155	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	34,335	268,470	474,480	
		その他財源	㊹=㊹×0.05	-	-	-	-	1,285	1,060	1,880	1,870	1,880	2,800	3,795	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	3,815	29,830	52,720	
		計	㊼=㊽+㊹+㊺+㊻+㊼	-	-	-	-	25,700	21,200	37,600	37,400	37,600	56,000	75,900	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	76,300	596,600	1,054,400
	単 独	国費	㊽=㊺×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		県補助金	㊽=㊺×0.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		起債	㊽=㊺×0.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他財源	㊽=㊺×0.05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	㊼=㊽+㊼+㊽+㊼+㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	町 費	-	㊽	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	国費	㊽=㊽+㊽	-	-	-	-	23,245	10,600	47,675	47,575	70,775	87,235	95,700	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	766,405	1,341,805
		県補助金	㊽=㊽+㊼	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		起債	㊽=㊽+㊽	-	-	-	-	19,125	9,540	37,920	37,830	54,720	68,280	76,155	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	76,335	608,910	1,066,920	
		その他財源	㊽=㊼+㊽+㊽	-	-	-	-	2,230	1,060	4,505	4,495	6,605	8,185	9,045	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	9,065	72,385	126,775
		計	㊿=㊽+㊽+㊽+㊽+㊽	-	-	-	-	44,600	21,200	90,100	89,900	132,100	163,700	180,900	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	181,300	1,447,700	2,535,500
	起債償還(千円)			㊿	-	133,200	129,100	132,000	135,549	137,437	135,331	129,843	119,745	110,188	95,871	83,639	72,623	60,047	49,062	44,711	40,034	37,542	39,046	40,720	42,600	1,129,335	1,373,988
維持管理費 (千円)	管渠	修繕費	㊿	-	4,628	5,014	3,124	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		委託料	㊿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		その他	㊿	3,000	3,038	3,105	1,818	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	33,000	51,000	
		計	㊿=㊿+㊿+㊿	3,000	7,666	8,119	4,942	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	33,000	51,000
	処理場	動力費	㊿	4,530	4,790	4,976	3,789	4,675	4,820	4,969	5,119	5,232	5,368	5,472	5,581	5,545	5,513	5,463	5,431	5,400	5,359	5,314	5,277	5,246	57,757	89,784	
		修繕費	㊿	2,280	2,544	2,654	2,108	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	25,080	38,760	
		薬品費	㊿	1,570	1,334	1,632	1,775	1,620	1,670	1,722	1,774	1,813	1,860	1,897	1,934	1,922	1,911	1,893	1,882	1,871	1,857	1,842	1,829	1,818	20,016	31,115	
		委託料	㊿	15,080	14,660	15,520	16,065	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	15,080	165,880	256,360
		その他	㊿	440	611	399	446	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	4,840	7,480
		計	㊿=㊿+㊿+㊿+㊿+㊿	23,900	23,939	25,181	24,183	24,095	24,290	24,491	24,693	24,845	25,028	25,169	25,315	2											

4 経営戦略

4.1 投資・財源計画の設定条件

投資・財政計画の算定条件を以下に示す。

表 4.1 算定条件（公共下水道事業）

項目			算定条件
収益的収入	営業収益	料金収入	流入水量予測と有収率より料金収入額を算定。
		受託工事収益	過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
		その他	毎年度少額であるため、過去5年間（R1～R5）の実績値の平均値を採用。
	営業外収益	他会計繰入金	収益的収支が均衡する額を補填。
		その他	過去5年間（R1～R5）の実績値がほぼゼロであるため、ゼロ計上。
収益的支出	営業費用	職員給与費	直近(R5)の実績値を採用。
		うち退職手当	一般会計で全額負担であるが、見込がないため未計上。
		その他	水量予測に基づく維持管理費を採用。
	営業外費用	支払利息	償還予定表に基づき計上。
		うち一時借入金利息	過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
		その他	ゼロ計上。
資本的収入	地方債		投資計画に基づき計上。
	うち資本費平準化債		資本費平準化債の今後の発行の予定なし。
	他会計補助金		資本的収支が均衡する額を補填。
	他会計借入金		過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
	固定資産売却代金		過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
	国(都道府県)補助金		投資計画に基づき計上。
	工事負担金		過去5年間(R1～R5)の実績値の平均値を採用。
	その他		過去5年間(R1～R5)の実績値の平均値を採用。
資本的支出	建設改良費		投資計画に基づく建設改良費を計上。
	うち職員給与費		過去5年間(R1～R5)の実績値の平均値を採用。
	地方債償還金		償還予定表に基づき計上。
	他会計長期借入返還金		過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
	他会計への繰出金		過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
	その他		過去5年間(R1～R5)の実績値の平均値を採用。
積立金			過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額			資金不足は生じない見込み。
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			資金不足は生じない見込み。
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			資金不足は生じない見込み。
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			営業収益－受託工事収益を計上。
健全化法第22条により算定した資金不足比率			資金不足は生じない見込み。
他会計借入金残高			過年度実績がゼロであるため、ゼロ計上。
地方債残高			償還予定表に基づき計上。
基準内繰入金(収益的収支分)			過年度実績より他会計繰入金の99.8%を計上。
基準外繰入金(収益的収支分)			過年度実績より他会計繰入金の0.2%を計上。
基準内繰入金(資本的収支分)			過年度実績より他会計繰入金の0.4%を計上。
基準外繰入金(資本的収支分)			過年度実績より他会計繰入金の99.6%を計上。

4.2 経営戦略まとめ

総務省様式による経営戦略を次ページ以降に示す。

大崎町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大崎町

事 業 名 : 大崎町公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成14年度 (22年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (令和6年4月1日より法適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	16.96 人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1(大崎処理区)		
処 理 場 数	1(大崎クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	検討予定。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	＜一般世帯＞ 基本使用料(5m ³ まで)750円＋従量使用料(5m ³ 超え)150円						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	—						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	—						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,640	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,715	円
	令和4年度	2,860	円		令和4年度	2,954	円
	令和5年度	3,080	円		令和5年度	3,217	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	3人
事 業 運 営 組 織	水道課 ・下水道係

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理、汚泥処理業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙の令和5年度「経営比較分析表」を参照。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

最新の事業計画において、コーホート要因法により予測、設定された行政人口を基に処理分区域別に設定された下水道計画人口を採用しました。

(2) 有収水量の予測

整備人口に水洗化率を考慮した水洗化人口を設定し、計画汚水量原単位を乗じた計画汚水量を考慮して設定しました。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量に直近の令和5年度使用料実績平均単価160.8円/㎡を掛け合わせて算定しています。

(4) 施設の見通し

下水道整備は、ほぼ概成したため、維持管理に注力します。

(5) 組織の見通し

水道課で公共下水道事業を進めていますが、現時点では、組織の変更はありません。

3. 経営の基本方針

【大崎町公共下水道事業】

大崎町は、下水道整備の重要性・必要性から、平成14年度に供用を開始し、事業の推進に合せて計画処理区域の拡大と少子高齢化に伴う人口減少に応じた計画汚水量を見直し、現在では大崎処理区全域を対象とする240haの事業計画を策定し、鋭意事業を継続中です。令和5年度末における下水道整備面積は184haで、事業計画面積240haに対する整備率は77%となっています。

【基本方針】

下水道使用料金の改定を行っており、経営基盤の強化を図ります。
全体計画区域内の既存住宅の下水道整備が概ね完了しているため、今後は、ストックマネジメント計画を適切に運用し、効率的な下水道事業の維持管理及びコスト削減による財政の安定を図っていく予定です。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資目標は下記のとおりとし、下水道事業を運転管理します。 ・ストックマネジメント計画による施設の点検調査を実施し、適切な改築更新の実施
-----	--

下水道整備が完了したため、ストックマネジメント計画に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間に建設改良費(改築更新)とし約2.5億円を見込んでいます。

- ①ストックマネジメント(管路・マンホールポンプ):50,000千円(R7～R11)
②ストックマネジメント(処理場):196,000千円(R7～R11)

建設改良費合計:246,000千円(R7～R11)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道事業の財政健全化のため、下水道への接続率向上と使用料改定を目指します。
-----	--

①使用料収入について

今後は、人口減少の影響が大きいと予想され、使用料収入は、徐々に減少していくものと予想されます。

②繰入金について

一般会計繰入金は、基準外繰入も必要としているため、財政健全化に向けて、下水道への接続率向上と使用料改定を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費について、以下の考え方に基づいて設定しました。

- ①民間の活力の活用:処理場の維持管理は民間委託を行っています。
②職員給与費:過年度実績からの変更はないものとし、令和5年度額(8,030千円/年)を設定しています。
③動力費:直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
④薬品費:直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
⑤修繕費:直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
⑥委託費:直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
⑦その他:直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	鹿児島県において、広域化・共同化について検討を行っています。 本町においても、汚泥の集約処理等のハード対策、維持管理の共同化や事務の一括発注等のソフト対策を検討し、より効率的な事業運営を近隣市町と検討する予定です。 (令和9年度より検討予定)
投資の平準化に関する事項	今後は、ストックマネジメント計画に従い、維持管理を適正に行って、施設の長寿命化と投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	経費回収率向上に係る取り組み ○水洗普及活動等により、水洗化率を向上させて下水道使用料の増収を図ります。 ○建設改良費の削減に努めます。 ○設備更新の際は、省エネルギー設備の積極的な導入や適正な機器容量選定などにより、動力費等の固定経費の削減に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和6年(2024年)4月1日から企業会計へ移行しています。 企業会計方式に移行し、経営状況を勘案しながら、定期的に使用料の見直しを検討する予定です。 使用料金の見直し検討は、経費回収率100%となる料金設定を目標としますが、町民負担増にならないよう段階的に改定を行うなど留意いたします。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の運転管理について、民間委託を実施しています。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、職員数が現状と変わらない見込みのため、現状の水準で推移する見込みです。
動力費に関する事項	直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
薬品費に関する事項	直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
修繕費に関する事項	直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
委託費に関する事項	直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。
その他の取組	直近5箇年(令和元年～令和5年)の平均値を採用しています。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、経営戦略の見直しは、5年単位で見直しを実施します。
---------------------	------------------------------

表 4.2 投資・財政計画（公共）（その１）

（単位：千円、％）

区 分		年 度	R5 前々年度 （決算）	R6 前年度 〔決算〕	本年度 (R7)	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	165,211	60,661	59,227	58,377	57,587	57,238	57,458	58,573	59,688	59,336	60,108	61,077
		(1) 営 業 収 益 (B)	48,488	50,003	51,588	53,172	54,757	55,989	57,457	58,572	59,687	59,335	58,983	58,455
		ア 料 金 収 入	48,431	49,947	51,532	53,116	54,701	55,933	57,401	58,516	59,631	59,279	58,927	58,399
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	57	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56
		(2) 営 業 外 収 益	116,723	10,658	7,639	5,205	2,830	1,249	0	0	0	0	1,125	2,622
	収益的支出	ア 他 会 計 繰 入 金	116,722	10,657	7,638	5,204	2,829	1,248					1,124	2,621
		イ そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2 総 費 用 (D)	57,916	60,661	59,227	58,377	57,587	57,238	57,369	57,903	58,637	59,289	60,108	61,077
		(1) 営 業 費 用	43,028	47,101	47,296	47,497	47,699	47,851	48,034	48,175	48,321	48,273	48,230	48,162
		ア 職 員 給 与 費	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026	8,026
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	35,002	39,075	39,270	39,471	39,673	39,825	40,008	40,149	40,295	40,247	40,204	40,136
		(2) 営 業 外 費 用	14,888	13,560	11,931	10,880	9,888	9,387	9,335	9,728	10,316	11,016	11,878	12,915
		ア 支 払 利 息	14,888	13,560	11,931	10,880	9,888	9,387	9,335	9,728	10,316	11,016	11,878	12,915
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他												
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	107,295						89	670	1,051	47		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	79,035	140,982	146,804	214,649	209,953	242,556	264,562	266,471	253,670	242,958	229,567	217,545
		(1) 地 方 債	14,000	19,125	9,540	37,920	37,830	54,720	68,280	76,155	76,335	76,335	76,335	76,335
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	47,435	96,619	124,671	127,061	122,555	115,068	107,054	92,623	79,442	68,730	55,339	43,317
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国（都道府県）補助金	15,500	23,245	10,600	47,675	47,575	70,775	87,235	95,700	95,900	95,900	95,900	95,900
		(6) 工 事 負 担 金	2,100	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819	1,819
		(7) そ の 他		174	174	174	174	174	174	174	174	174	174	174
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	167,766	166,687	146,804	214,649	209,953	242,556	264,651	267,141	254,721	243,005	229,567	217,545
		(1) 建 設 改 良 費	50,493	44,600	21,200	90,100	89,900	132,100	163,700	180,900	181,300	181,300	181,300	181,300
		ウ ち 職 員 給 与 費	6,756	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397	8,397
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	117,093	121,989	125,506	124,451	119,955	110,358	100,853	86,143	73,323	61,607	48,169	36,147
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他	180	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98	98
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 88,731	△ 25,705					△ 89	△ 670	△ 1,051	△ 47		

表 4.3 投資・財政計画（公共）（その2）

(単位:千円, %)

年 度 区 分			R5	R6	(単位: 千円, %)									
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 見 込	本年度 (R7)	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			18,564	△ 25,705					0	0	0	0		
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)			7,141	25,705						0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)			25,705						0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)			25,705						0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)			94	33	32	32	32	34	36	41	45	49	56	63
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)			48,488	50,003	51,588	53,172	54,757	55,989	57,457	58,572	59,687	59,335	58,983	58,455
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)			48,488	50,003	51,588	53,172	54,757	55,989	57,457	58,572	59,687	59,335	58,983	58,455
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)			1,036,427	933,563	817,597	731,066	648,941	593,303	560,730	550,742	553,754	568,482	596,648	636,836

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度			前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (R3)	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
区 分														
収 益 的 収 支 分			116,722	10,657	7,638	5,204	2,829	1,248					1,124	2,621
うち基準内繰入金			116,344	10,632	7,620	5,192	2,823	1,245					1,122	2,615
うち基準外繰入金			378	25	18	12	7	3					3	6
資 本 的 収 支 分			47,435	96,619	124,671	127,061	122,555	115,068	107,054	92,623	79,442	68,730	55,339	43,317
うち基準内繰入金			180	368	475	485	467	439	408	353	303	262	211	165
うち基準外繰入金			47,255	96,250	124,195	126,576	122,087	114,629	106,646	92,270	79,139	68,468	55,128	43,152
合 計			164,157	107,276	132,309	132,265	125,384	116,316	107,054	92,623	79,442	68,730	56,463	45,938

経営比較分析表（令和4年度決算）

鹿児島県 大崎町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	25.58	105.71	2,860

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,398	100.64	123.19
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,124	1.84	1,697.83

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和4年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ① 100%を下回っているが、地方債償還金の占める割合が大きいため、この償還額は年々減少傾向にある。また、料金改定を行いR3年から徐々に上昇しているため今後も収納率の向上に努め、経営の健全性を図っていく必要がある。
- ② 類似団体と比較して低い数値で推移しており、債務負担は比較の少ないといえるが、一般会計からの負担も年々厳しくなっていくため今後も収納率等の向上に努めていく必要がある。
- ③ 令和3年度からの使用料改定に伴い比較の高い数値で良好といえるが、さらなる接続件数の増加を図っていく必要がある。
- ④ 類似団体と比較して低い数値で推移しており、効率的な汚水処理ができていないといえる。
- ⑤ 当初の計画よりも事業規模が縮小し汚水処理能力に余裕があるためと思われる。今後新規接続の増加による有収水量の増を図っていく必要がある。
- ⑥ 類似団体と比較して高い数値で推移しており、良好といえる。

以上のことから、収益的収支比率や施設利用率が低いため、接続件数増や使用料等の収入増を図っていく必要がある。一方、類似団体と比較して水洗化率は高く、また、汚水処理原価は抑えられていることから、概ね効率の良い経営ができていている。

2. 老朽化の状況について

- ③ 平成15年に供用開始して、耐用年数的にまだ期間があるので、年2回の清掃を兼ねた点検を重視し、計画的な更新を検討していきたい。
- また、現在ストックマネジメント計画は策定中のため策定後は計画的に対策を行っていく。

全体総括

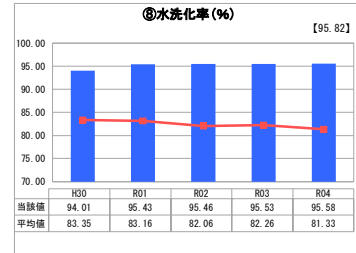
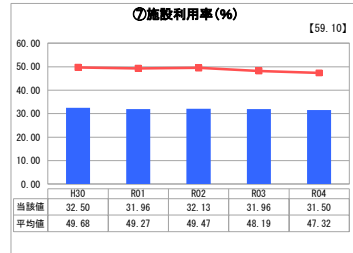
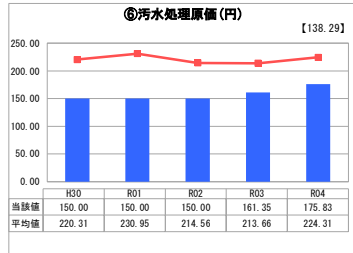
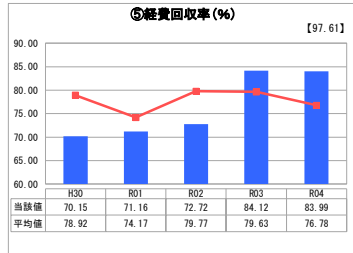
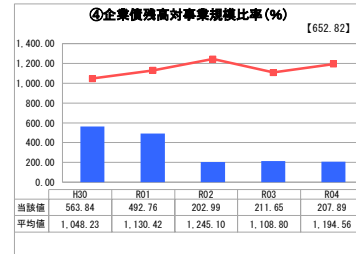
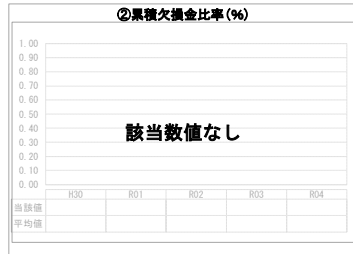
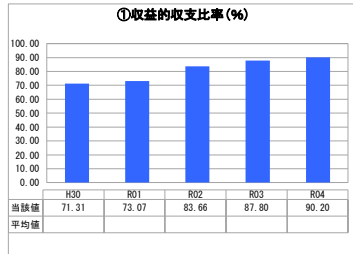
公共下水道事業の経営は、類似団体と比較するとやや安定していないといえる。

しかし、人口減少と少子高齢化が急激に進んでいる現状の中、使用料以外の収入で賄っている部分があるため、今後も汚水処理普及率100%を目標に、接続世帯の増加や収納率の向上に向けた取組を行う必要がある。

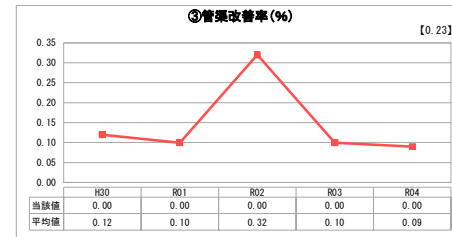
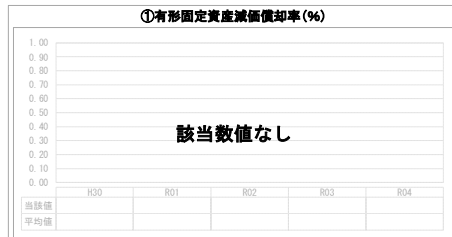
令和6年度に地方公営企業会計を適用するため、資産台帳の整理や「経営状況の見える化」に留意し、持続可能な下水道事業運営に努めていく。

令和元年度に行った下水道使用料改定に基づき、令和3年度からは使用料収入の増額を見込んでいるため、経費回収率の向上による経営の効率化と経営基盤の強化に努めていきたい。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

図 4.1 経営比較分析表（R4 公共下水道）

5 経営戦略の検証及びロードマップ

5.1 経営戦略の検証

経営戦略を有効活用するためには、計画の実施状況を適宜検証・評価を行い、経営基盤の強化に努める必要がある。

実施状況の管理は、将来の経営目標を通じて、経営戦略策定 (Plan) → 業務の実施 (Do) → 業務実施状況の検証 (Check) → 経営戦略の見直し (Action) の PDCA サイクルにより、その実効性を確保していく。

本町は、毎年度の進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルを導入し、今後、大きな事業環境の変化が生じた場合には、経営戦略の見直しを行う。

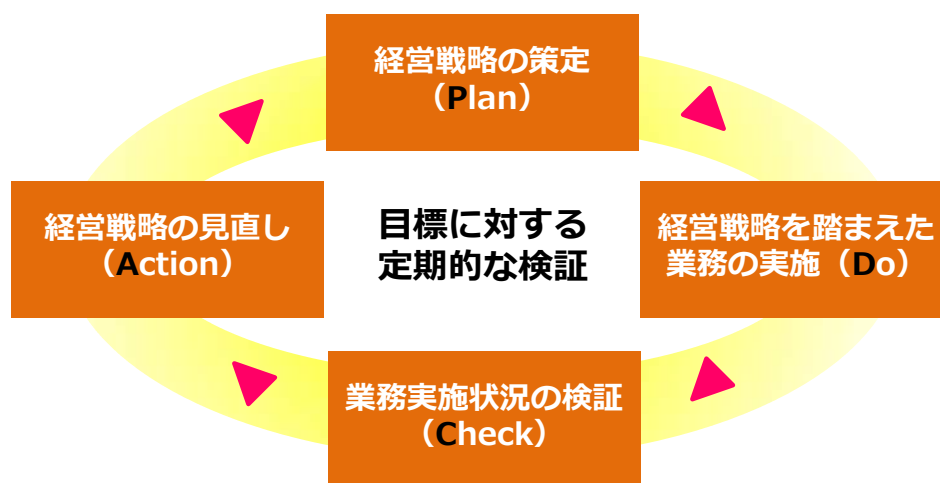


図 5.1 PDCA サイクル

5.2 ロードマップ

本町の公共下水道事業は、令和6年度までに面整備がほぼ完了する見込みであり、今後の主な事業は、維持管理が主体となってくる。老朽化が進む施設については、ストックマネジメント計画を策定し、効率的かつ計画的な改築更新を図っていく予定である。また、下水道使用料の改定は、令和5年度までに段階的に実施されており、今後は、定期的な使用料改定の見直しを図る予定である。

公共下水道事業のロードマップを以下に示す。

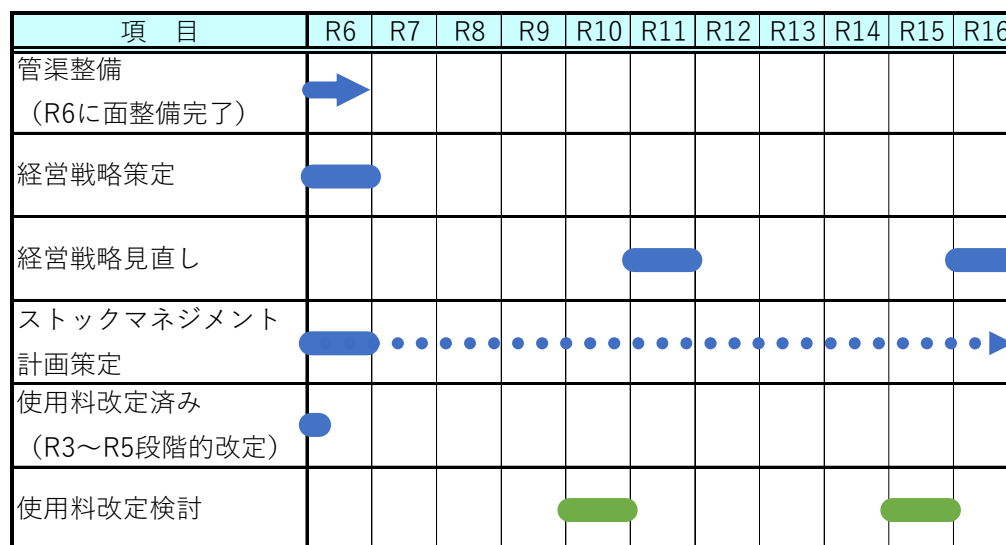


図 5.2 ロードマップ

「かごしま生活排水処理構想 2019」にも示されているとおり、人口減少によって経営環境が厳しくなることが予想されており、効率的な施設の事業運営の方法として、「広域化・共同化」が鹿児島県内で進められている。

本町においても汚泥の集約処理等のハード対策、維持管理の共同化や業務の一括発注等のソフト対策を検討し、より効率的な事業運営を近隣市町と検討する予定である。